

藤山議員の母や妹等が従事していたから、藤山議員の被用者は調査研究以外に従事していなかったと陳述するが(乙Eホ3)、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

藤山議員は、平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間、業務内容を政務調査の補助、賃金を平成15年5月1日から平成16年3月31日までの間は月額10万円、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間は月額8万円として、和玉さと子を雇用し、同人に対し、平成15年5月分ないし平成16年3月分の賃金として月額10万円、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った(乙Dホ1, 2, 4の1ないし12, 5の1ないし12, 6の1ないし11)。

また、藤山議員は、平成15年5月1日から同年8月末日までの間、業務内容を政務調査の補助、賃金を月額5万円として、桜木ひろみを雇用し、同人に対し、平成15年5月分ないし同年8月分の賃金として月額5万円を支払った(乙Dホ3, 7の1ないし4)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、藤山議員が、上記人件費につき、平成15年度(同年4月を除く。)に65万円(= [10万円×11か月+5万円×4か月]×1/2)、平成16年度及び平成17年度に各48万円(=8万円×12か月×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、和玉さと子の勤務場所が藤山議員の自宅であったから(乙Dホ1, 2)、平成17年1月以降、同人が自宅とは別に設置された政務調査用事務所で勤務していなかったと主張する。しかし、和玉さと子の雇用契約書が作成された平成15年5月1日及び平成16年3月25日の当時、藤山議員の政務調査用事務所は自宅に設置されており、

その後の政務調査用事務所の移転に伴って(乙Bホ1ないし6),和玉さと子の雇用契約書が変更されなかったからといって,勤務実体がなかったと認めることはできないから,原告らの上記主張は採用できない。

また,原告らは,被用者を複数雇用する必要はなかったなどと主張する。しかし,上記アのと通りの藤山議員の政務調査用事務所の設置状況からすれば,藤山議員の被用者は,調査研究以外の事務にも従事していたと認められるから,複数の被用者が雇用されていたとしても不自然ではなく,その人数や賃金額にも不当な点は認められない。したがって,原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 藤山議員は,事務所費として,平成16年度に5万円,平成17年度に18万5271円の政務調査費を支出したところ(別紙1),支出許容額(平成16年度につき6万1050円,平成17年度につき18万5831円)を超える違法支出はない。

(イ) 藤山議員は,事務費として,平成16年度に70万6829円,平成17年度に44万5358円の政務調査費を支出したところ(別紙1),そのうち,平成16年度に支出許容額合計31万1446円(=2万0814円+9万7510円+13万5000円+4万9829円+8293円)を超える39万5383円,平成17年度に支出許容額合計20万8136円(=2万9115円+12万0750円+3万7918円+2万0353円)を超える23万7222円を支出した部分は違法である。

(ウ) 藤山議員は,人件費として,平成15年度(同年4月を除く。)に130万円,平成16年度に96万円,平成17年度に96万円の政務調査費を支出したところ,そのうち,平成15年度(同年4月を除く。)に資支出許容額65万円を超える65万円,平成16年度及び平成17年度

に支出許容額各合計48万円を超える各48万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、藤山議員に対し、平成15年度(同年4月を除く。)分65万円、平成16年度分合計87万5383円(=39万5383円+48万円)、平成17年度分合計71万7222円(=23万7222円+48万円)の総合計224万2605円の不当利得の返還を請求するべきである。

(30) 前川勝久議員(以下「前川議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

(ア) 前川議員の政務調査用事務所(和歌山県西牟婁郡白浜町1616-1 藤原ビル1-1号室)は、自宅(同町安居600番地の1)とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」と併設されていた(甲A5の2、乙Bマ5、Eマ1、弁論の全趣旨)。

また、前川議員の後援会は、自宅に設置されていた(甲A5の3、Eマ1、弁論の全趣旨)。

この点、前川議員は、「自由民主党西牟婁郡第三支部」が、法人からの献金を受けるための団体であり、活動実体はなかったと陳述するが(乙Eマ1)、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 前川議員は、平成18年3月3日、和歌山県議会議員を辞職し、同月の白浜町長選挙に立候補した(乙Eマ1、弁論の全趣旨)。

ところで、県議会議員が他の選挙に立候補する場合、その辞職以前から準備をすることが通常と認められ、その期間は5か月と認めるのが相当であり、選挙用事務所で準備を行った等の特段の事情が認められない限り、選挙の準備は政務調査用事務所で行われたと推認するべきである。

そして、前川議員は、平成18年2月中旬、和歌山県西牟婁郡白浜町垣谷口2547-9に選挙用事務所を借りたから(乙Eマ1、弁論の全趣

旨), 同月15日以降は, 上記選挙事務所で選挙の準備が行われたと認めるのが相当である。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

前川議員の政務調査用事務所の平成17年9月以前の事務所費については, 上記ア(イ)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから, 社会通念上相当な按分割合として, その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また, 平成17年10月分ないし平成18年2月14日分の事務所費については, 上記ア(イ)のとおり事務所の設置状況等を考慮すれば, 調査研究以外に, 「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから, 社会通念上相当な割合として, その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに, 平成18年2月15日分以降の同月分の事務所費については, 上記ア(イ)のとおり事務所の設置状況等を考慮すれば, 調査研究以外に, 「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから, 社会通念上相当な割合として, その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして, 平成18年3月分の事務所費については, 上記ア(イ)のとおり, 調査研究に利用されたとは認められないから, 政務調査費を支出した部分は違法である。

この点, 原告らは, 前川議員が選挙用事務所を借りた後も, 政務調査用事務所は選挙の準備に利用されていたと主張するが, その主張を裏付ける証拠はないから, 採用できない。

(イ) 事務所賃料等について

前川議員は, 藤原友三郎から, 平成15年8月1日から平成18年3

月3日までの間、賃料を月額4万5000円、水道料を月額2000円として、和歌山県西牟婁郡白浜町1616-1所在の藤原ビル1-1号室を賃借し、平成15年8月分ないし平成18年3月分の賃料及び水道料として月額4万7000円を支払った（乙Bマ1の1ないし12, 2の1ないし12, 4の1ないし7, 5, 弁論の全趣旨）。

そして、上記ア)の按分割合（平成17年9月分以前は2分の1、同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1、同月15日分以降の同月分は2分の1、同年3月分は0）のとおり、前川議員が、事務所賃料等につき、平成15年度（同年4月を除く。）に18万8000円（＝4万7000円×8か月×1/2）、平成16年度に28万2000円（＝4万7000円×12か月×1/2）、平成17年度に22万3250円（＝4万7000円×6か月×1/2＋[4万7000円×4か月＋4万7000円×0.5か月]×1/3＋4万7000円×0.5か月×1/2＋4万7000円×0）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（ウ）電気料金について

前川議員は、電気料金として、平成16年4月分の1278円、同年5月分の1203円、同年6月分の1201円、同年7月分の4313円、同年8月分の6678円、同年9月分の1670円、同年10月分の1268円、同年11月分の1043円、平成17年1月分の874円、同年2月分の1237円、同年3月分の859円の合計2万1624円を支払った（乙Bマ3の1ないし11）。

そして、上記ア)の按分割合（平成17年9月分以前であるから2分の1）のとおり、前川議員が、電気料金につき、平成16年度に1万0812円（＝2万1624円×1/2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

a 事務用品・備品購入費，印刷代，コピー代，切手代及び固定電話使用料について

前川議員の政務調査用事務所の平成17年9月以前のものについては，上記ア(イ)のとおり他のものが併設された事務所で使用されたものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成17年10月分ないし平成18年2月14日分のものについては，上記ア(イ)のとおり事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成18年2月15日分以降の同月分のものについては，上記ア(イ)のとおり事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，平成18年3月分のものについては，上記ア(イ)のとおり，調査研究に利用されたとは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

b 携帯電話使用料及びカメラ代等について

平成17年9月以前のものについては，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会

通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、平成17年10月分ないし平成18年2月14日分のものについては、上記ア(イ)のと通りの事務所の設置状況等を考慮すれば、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の各活動や、私的及び選挙の準備にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、平成18年2月15日分以降の同月分のものについては、上記ア(イ)のと通りの事務所の設置状況等を考慮すれば、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、平成18年3月分のものについては、上記ア(イ)のとおり、調査研究に利用されたとは認められないから、政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費について

- a 前川議員は、平成16年4月13日に「プリントゴウバ（以下判読不能）」代980円（乙Cマ4の1）、同月14日にカラー用紙代1195円及びロータリーカッター代1980円（乙Cマ4の2）、同月20日にカラー用紙代478円（乙Cマ4の3）、同月23日にテープのり代597円（乙Cマ4の4）、同日に雑貨代1260円（乙Cマ4の5）、同月25日にコピー用紙代1301円（乙Cマ4の6）、同年5月5日に、模造紙代186円、ポスターカラー代330円、筆代588円、合成のり代200円、及びガム代186円（乙Cマ4の7）、同月11日に「ブランド」代1万0142円（乙Cマ4の9）、同年6月

7日にプリンターのインクカートリッジ代3307円(乙Cマ4の10), 同月11日に修正テープ代176円及びマグネット代294円(乙Cマ4の11), 同年7月9日にテープのり代375円, サインペン代940円, クリヤーポケット代312円及びファイル代1029円(乙Cマ4の12), 同月13日にファックスのインク代2268円(乙Cマ4の13), 同月16日にフローリング清掃用具代1708円(乙Cマ4の14), 同月19日に万能はけ代860円, ファイル代1188円及び「カンペ スーパーヒット」代1659円(乙Cマ4の15), 同月21日に紙製品代800円及び書道用品代756円(乙Cマ4の16), 同月25日にカラー用紙代956円及びファイル代792円(乙Cマ4の17), 同日にプリンターのインクカートリッジ代2184円(乙Cマ4の18), 同日にA4ファイルボックス代1345円, トイレットペーパー代498円及びペット用品代449円(乙Cマ4の19), 同月28日にサインペン代940円及びカッターナイフ代228円(乙Cマ4の20), 同月29日に木材代3491円(乙Cマ4の21), 同日に木材代3950円(乙Cマ4の22), 同月30日に木材代2642円(乙Cマ4の23), 同年8月2日にスチール棚代1980円(乙Cマ4の24), 同月4日にカラーインデックス代368円, ファイル代396円, 「コクタンジュ」代1680円及び毛髪活性剤代2499円(乙Cマ4の25), 同月9日にキャスターラック代1780円, コピー用紙代207円及びカラー用紙代717円(乙Cマ4の26), 同月18日に延長コード代766円(乙Cマ4の27), 同年9月13日にLANケーブル代1218円, 「PCワープロ」代2600円及びBBルータ代3800円(乙Cマ4の28), 同年10月9日に電池代1278円及びプリンターのインクカートリッジ代1417円(乙Cマ4の29), 同年ころに「ダイエー」に対して使途不明

の1575円(乙Cマ4の31), 同年12月1日にビデオデッキ代1万1800円(乙Cマ4の35), 同日にファックスのインク代2200円(乙Cマ4の36), 同月23日に「システムユニット インターA」代4179円(乙Cマ4の40), 同日にテープのり代520円(乙Cマ4の41), 平成17年1月7日にのり代281円(乙Cマ4の43), 同月17日に布粘着テープ代148円, 「PEレコードマキ」代198円, カッターナイフ代189円及び接着剤代336円(乙Cマ4の44), 同月22日にカラー用紙代717円(乙Cマ4の45), 同月28日に蛍光ペン代136円(乙Cマ4の46), 同日に修正テープ代176円(乙Cマ4の47), 同月31日に小型収納庫代6980円(乙Cマ4の48), 同日にファイル代396円及び歯磨き粉代309円(乙Cマ4の49), 同年2月3日に実用書代1365円及びビジネス書代1995円(乙Cマ4の50), 同月12日にプリンターのインクカートリッジ代2457円(乙Cマ4の51), 同日にカラー用紙代717円及び毛髪活性剤代2499円(乙Cマ4の52), 同月14日にファイル代396円(乙Cマ4の53), 同月28日に毛髪活性剤代2499円, 封筒代155円及びファイル代138円(乙Cマ4の54), 同年3月22日に雑貨代1260円(乙Cマ4の57), 同日に雑貨代1365円(乙Cマ4の58), 同日に雑貨代1155円(乙Cマ4の59), 同月27日にフロッピーディスク代609円(乙Cマ4の61)の合計12万0026円を支払った。

また, 前川議員は, 平成17年4月5日にファックスのインク代2200円(乙Cマ1の1), 同日に接着剤及びテープのりの代金1400円(乙Cマ1の2), 同月8日に蛍光灯代648円(乙Cマ1の3), 同月9日にファイル代836円(乙Cマ1の4), 同月13日にプリンターのインクカートリッジ代1890円(乙Cマ1の5), 同月21日

に蛍光灯代1100円(乙Cマ1の9), 同年5月12日に雑誌代709円(乙Cマ1の14), 同月17日に「キュウシャコウプリン」代998円及び「シンシュクCガタエコミック」代580円(乙Cマ1の16), 同月26日に「有限会社自治会印刷所」に対してB4封筒等代9800円(乙Cマ1の17), 同年6月2日に「ファミリーマート」に対して2000円(乙Cマ1の19), 同年9月18日にプリンターのインクカートリッジ代2834円及びファックスのインク代1100円(乙Cマ1の21), 同月20日に計算機付き手帳代490円, モンキーレンチ代680円及び綴じ紐代168円(乙Cマ1の22)の合計2万7433円を支払った。

さらに, 前川議員は, 平成17年10月10日に封筒の印刷代2万5830円(乙Cマ1の23), 平成18年1月7日に「電気工事と電化製品ナショナルショップ 富士電業社」に対して3万2800円(乙Cマ1の24)の合計5万8630円を支払った。

- b しかし, 上記支出のうち, 平成16年5月5日の模造紙代186円, ポスターカラー代330円, 筆代588円, 合成のり代200円及びガム代186円(乙Cマ4の7)は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないガムと同時に購入されたものであるから, 子どもの学用品と認められる。また, 同年7月21日の紙製品代800円及び書道用品代756円(乙Cマ4の16)も, 同様に子どもの学用品と認められる。したがって, これらの合計3046円に政務調査費を支出することは許されない。

また, 平成16年7月19日の万能はけ代860円(乙Cマ4の15), 同月25日のペット用品代449円(乙Cマ4の19), 同年8月4日の毛髪活性剤代2499円(乙Cマ4の25), 平成17年1月31日の歯磨き粉代309円(乙Cマ4の49), 同年2月12日及び

同月28日の毛髪活性剤代各2499円(乙Cマ4の52・54)の合計9115円, 同年9月20日のモンキーレンチ代680円(乙Cマ1の22)は, 議員が行う調査研究に係る業務遂行に要する経費とは認められないから, 政務調査費を支出することは許されない。

さらに, 平成16年7月29日の木材代3491円及び3950円(乙Cマ4の21・22), 同月30日の木材代2642円(乙Cマ4の23)の合計1万0083円は, 被告が事務所内を整理するための棚を設置するために購入したものと主張するが, その裏付けはないから採用できず, 政務調査費を支出することは許されない。

そのほか, 平成16年4月13日の「プリントゴウバ(以下判読不能)」代980円(乙Cマ4の1), 同月23日の雑貨代1260円(乙Cマ4の5), 同年5月11日の「ブランド」代1万0142円(乙Cマ4の9), 同年7月19日の「カンペ スーパーヒット」代1659円(乙Cマ4の15), 同年8月4日の「コクタンジュ」代1680円(乙Cマ4の25), 同年ころの「ダイエー」に対する使途不明の1575円(乙Cマ4の31), 同年12月23日の「システムユニット インターA」代4179円(乙Cマ4の40), 平成17年1月17日の「PEレコードマキ」代198円(乙Cマ4の44), 同年3月22日の雑貨代1260円, 1365円及び1155円(乙Cマ4の57ないし59)の合計2万5453円, 同年5月17日の「キュウシャコウプリン」代998円及び「シンシュクCガタエコミック」代580円(乙Cマ1の16), 同年6月2日の「ファミリーマート」に対する2000円(乙Cマ1の19)の合計3578円, 平成18年1月7日の「電気工事と電化製品ナショナルショップ 富士電業社」に対する3万2800円(乙Cマ1の24)は, 支払先や内容が明らかではないことからすれば, 議員が行う調査研究にかかる業務遂行に要する

経費とは認められないから、政務調査費を支出することは許されない。

c. そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月分以前は2分の1，同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1，同月15日分以降の同月分は2分の1，同年3月分は0）のとおりに、前川議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に3万6165円（ $[12万0026円 - 3046円 - 9115円 - 1万0083円 - 2万5453円] \times 1/2$ ），平成17年度に2万0198円（ $[2万7433円 - 680円 - 3578円] \times 1/2 + [5万8630円 - 3万2800円] \times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、ビデオデッキ（乙Cマ4の35），蛍光灯（乙Cマ1の3・9），小型収納庫（乙Cマ4の48），実用書及びビジネス書（乙Cマ4の50）が、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、これらの購入費は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(ウ) 印刷代について

前川議員は、平成17年7月19日、「有限会社自治会印刷所」に対し、印刷代8000円を支払った（乙Cマ1の20，弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月分以前であるから2分の1）のとおりに、前川議員が、印刷代につき、平成17年度に4000円（ $8000円 \times 1/2$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) コピー代等について

前川議員は、平成18年2月22日、コピー代等9000円を支払った（乙Cマ1の25）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成18年2月15日分以降の同月分

あるから2分の1)のとおりに、前川議員が、コピー代等につき、平成17年度に4500円(=9000円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 切手代等について

前川議員は、平成16年5月20日に郵便料金3900円、同年6月4日に切手又ははがき代1万円、同年10月15日に郵便料金90円、同年12月24日に切手代8000円の合計2万1990円を支払った(乙Cマ5の1ないし4)。

そして、上記(ア)の按分割合(平成17年9月分以前であるから2分の1)のとおりに、前川議員が、上記切手代等につき、平成16年度に1万0995円(=2万1990円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、まとめて購入した多額の切手代及びはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし、上記切手代等は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

前川議員は政務調査用事務所の固定電話(0739-43-5238)の使用料として、西日本電信電話株式会社に対し、平成16年4月分の3282円、同年5月分の3452円、同年6月分の5005円、同年7月分の7947円、同年8月分の4080円、同年9月分の3204円、同年10月分の3346円、同年11月分の3355円、同年12月分の3402円、平成17年1月分の4万4875円、同年2月分の3005円、同年3月分の2903円の合計8万7856円を支払い、同年4月分の2693円、同年5月分の2725円、同年6月分の28

45円、同年7月分の2901円、同年8月分の2581円、同年9月分の3026円の合計1万6771円を支払い、同年10月分の2588円、同年11月分の2805円、同年12月分の2644円、平成18年1月分の6690円の合計1万4727円を支払い、同年2月分の5775円、同年3月分の3125円を支払った（乙Cマ3の1ないし11、7の1ないし12、弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月分以前は2分の1、同年10月分から平成18年2月14日分は3分の1、同月15日分以降の同年2月分は2分の1、同年3月分は0）、前川議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に4万3928円（ $= 8万7856円 \times 1/2$ ）、平成17年度に1万5701円（ $= 1万6771円 \times 1/2 + [1万4727円 + 5775 \times 0.5 \text{か月}] \times 1/3 + 5775円 \times 0.5 \text{か月} \times 1/2 + 3125円 \times 0$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、平成17年1月分の固定電話使用料4万4875円（乙Cマ7の10）が、他の月と比較して高額であるから、調査研究以外の経費が含まれていると主張する。これに対し、被告は、交換した新しい電話機の代金であると主張するところ、その支払先からすれば、被告の主張は合理的であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(キ) 携帯電話使用料について

前川議員は、携帯電話（090-7341-6360）の使用料として、平成16年4月分の1万2190円、同年5月分の8442円、同年6月分の8967円、同年7月分の1万0473円、同年8月分の6132円、同年9月分の6132円、同年10月分の6772円、同年11月分の6946円、同年12月分の5964円、平成17年1月分の5964円、同年2月分の5964円、同年3月分の5964円の合

計8万9910円を支払い、同年4月分の5859円、同年5月分の5859円、同年6月分の6069円、同年7月分の5964円、同年8月分の5859円、同年9月分の5964円の合計3万5574円を支払い、同年10月分の6855円、同年11月分の1万5721円、同年12月分の1万1635円、平成18年1月分の1万4393円の合計4万8604円を支払い、同年2月分の2万1454円、同年3月分の2万2210円を支払った（乙Cマ2の1ないし12、6の1ないし10）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月分以前は4分の1、同年10月分から平成18年2月14日分は5分の1、同月15日分以降の同年2月分は4分の1、同年3月分は0）のとおりに、前川議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万2478円（ $\div 8万9910円 \times 1/4$ ）、平成17年度に2万3442円（ $\div 3万5574円 \times 1/4 + [4万8604円 + 2万1454円 \times 0.5か月] \times 1/5 + 2万1454円 \times 0.5か月 \times 1/4 + 2万2210円 \times 0$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) カメラ代等について

前川議員は、平成16年5月8日にカメラ代2万9800円及びフィルム代690円（乙Cマ4の8）、同年10月22日に写真現像代1905円（乙Cマ4の30）、同年11月5日にカメラのバッテリー代609円（乙Cマ4の32）、同月24日に写真現像代5125円（乙Cマ4の33）、同月25日に写真現像代1750円（乙Cマ4の34）、同年12月11日にカメラのフィルム代441円（乙Cマ4の37）、同月15日にカメラのフィルム代336円（乙Cマ4の38）、同月17日に写真現像代875円（乙Cマ4の39）、同月23日に写真現像代975円（乙Cマ4の42）、平成17年3月6日にカメラのフィルム代336円（乙

Cマ4の55), 同日に写真現像代1985円(乙Cマ4の56), 同月24日に写真現像代3630円(乙Cマ4の60)の合計4万8457円を支払った。

また, 前川議員は, 平成17年4月18日にカメラのフィルム代441円(乙Cマ1の6), 同月19日にカメラのバッテリー代609円及び写真現像代1080円(乙Cマ1の7), 同日に写真現像代2330円及びカメラのフィルム代441円(乙Cマ1の8), 同月23日にカメラのフィルム代578円(乙Cマ1の10), 同日に写真現像代1530円(乙Cマ1の11), 同年5月7日に写真現像代1350円(乙Cマ1の12), 同月12日に写真現像代1800円(乙Cマ1の13), 同月14日に写真現像代3285円(乙Cマ1の15), 同月29日に写真現像代4650円(乙Cマ1の18)の合計1万8094円を支払った。

そして, 上記ア)の按分割合(平成17年9月分以前であるから4分の1)のとおり, 前川議員が, 上記カメラ代等につき, 平成16年度に1万2114円($\div 4万8457円 \times 1/4$), 平成17年度に4524円($\div 1万8094円 \times 1/4$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

ア) 人件費の按分等について

前川議員の政務調査用事務所の平成17年9月以前の人件費については, 上記ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから, 社会通念上相当な按分割合として, その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また, 平成17年10月分ないし平成18年2月14日分のものについては, 上記ア)のと通りの事務所の設置状況等を考慮すれば, 調査研究以外に, 「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備に

も利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、平成18年2月15日分以降の同月分のものについては、上記ア(イ)のと通りの事務所の設置状況等を考慮すれば、調査研究以外に、

「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、平成18年3月分のものについては、上記ア(イ)のとおり、調査研究に利用されていたとは認められないから、政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

前川議員は、平成15年8月6日から平成18年3月3日までの間、政務調査用事務所において、業務内容を調査研究及び事務補助、勤務時間を午前10時から午後3時まで（休憩時間を午後零時から午後1時まで）、休日を「土、日、祝日」、賃金を時給800円、支給日を月末として、和田潤を雇用し、同人に対し、平成15年8月分ないし平成16年3月分の賃金として月額10万円、同年12月の期末手当として8万円、平成16年4月分ないし平成18年2月分の賃金として月額6万円、同年3月の期末手当として6万円を支払った（乙Bマ5、Dマ1の1ないし12、2の1ないし12、3の1ないし9、4）。

しかし、上記支出のうち、平成18年3月分の期末手当6万円については、前川議員が、同月に県議会議員を辞職することに伴い、和田潤を解雇するため、期末手当名目で支払ったと陳述するところ（乙Eマ1）、これは、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月分以前は2分の1、同年

10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1, 同月15日分以降の同月分は2分の1, 同年3月分は0), 前川議員が, 上記人件費につき, 平成15年度(同年4月を除く。)に44万円(=[10万円×8か月+8万円]×1/2), 平成16年度に36万円(=[6万円×12か月]×1/2), 平成17年度に28万5000円(=6万円×6か月×1/2+[6万円×4か月+6万円×0.5か月]×1/3+6万円×0.5か月×1/2+[6万円-6万円]×0)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点, 原告らは, 前川議員が, 雇用契約上, 土日祝日を休日としていたから, 勤務日数が毎月同じ日数になることはあり得ないし, 勤務時間を午前10時から午後3時まで, 休憩時間を午後零時から午後1時までとしていたから, 労働時間が1日5時間ではなく4時間であったと主張する。確かに, 上記賃金の支払額は不自然であるといえなくはないが, そのことから, 和田潤に勤務実体がなかったとか, 賃金が支払われていなかったと認めることはできないから, 原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 前川議員は, 事務所費として, 平成15年度(同年4月を除く。)に36万5887円, 平成16年度に58万5625円, 平成17年度に56万4000円の政務調査費を支出したところ(別紙1), そのうち, 平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計18万8000円を超える17万7887円, 平成16年度に支出許容額合計29万2812円(=28万2000円+1万0812円)を超える29万2813円, 平成17年度に支出許容額合計22万3250円を超える34万0750円を支出した部分は違法である。

(イ) 前川議員は, 事務費として, 平成16年度に36万8434円, 平成

17年度に28万8644円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、
そのうち、平成16年度に支出許容額合計12万5680円（＝3万6
165円＋1万0995円＋4万3928円＋2万2478円＋1万2
114円）を超える24万2754円、平成17年度に支出許容額合計
7万2365円（＝2万0198円＋4000円＋4500円＋1万5
701円＋2万3442円＋4524円）を超える21万6279円を
支出した部分は違法である。

(ウ) 前川議員は、人件費として、平成15年度（同年4月を除く。）に8
8万円、平成16年度及び平成17年度に各72万円の政務調査費を支
出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年度（同年4月を除く。）
に支出許容額44万円を超える4.4万円、平成16年度に支出許容額3
6万円を超える36万円、平成17年度に支出許容額28万5000円
を超える43万5000円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、前川議員に対し、平成15年度分（同年4月を除く。）
合計61万7887円（＝17万7887円＋44万円）、平成16年度
分合計89万5567円（＝29万2813円＋24万2754円＋3
6万円）、平成17年度分合計99万2029円（＝34万0750円＋
21万6279円＋43万5000円）、総合計250万5483円の不
当利得の返還を請求するべきである。

(31) 前芝雅嗣議員（以下「前芝議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

前芝議員の政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡串本町串本910）は、
自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」と
併設されていた（甲A5の2・3、乙Dミ12、Eミ1）。

この点、前芝議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支
部」の活動実体はなかったし、後援会が政務調査用事務所の備品を使用す

ることはなかったと陳述するが（乙Eミ1）、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務費について

（ア）事務費の按分等について

前芝議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、コピー機リース代及びMOドライブ代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（イ）事務用品・備品購入費について

前芝議員は、平成16年5月10日に書類ケース代4万4572円（乙Cミ6の1・2）、平成17年3月10日に両袖机、肘付き椅子及び書類ケース代23万円（乙Cミ8の1・2）の合計27万4572円を支払った。

そして、上記（ア）の按分割合（3分の1）のとおり、前芝議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に9万1524円（＝27万4572円×1／3）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（ウ）コピー機リース代について

前芝議員は、コピー機リース代として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の10万0800円、平成17年4月分ないし平成18年3月分の10万0800円を支払った（乙Cミ3、9）。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、前芝議員が、上記コピー機リース代につき、平成16年度及び平成17年度に各3万3600円（＝10万0800円×1／3）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、コピー機が前芝議員作成の自宅見取図（乙Dミ12）に記載されていないから、コピー機は設置されていなかったと主張する。しかし、前芝議員が本件訴訟のために手書きした上記見取図にコピー機が記載されていないからといって、これが存在しなかったと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) MOドライブ代について

前芝議員は、平成17年3月4日、MOドライブ代2万5670円を支払った（乙Cミ7）。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、前芝議員が、上記MOドライブ代につき、平成16年度に8557円（＝2万5670円×1／3）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、MOドライブが調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記MOドライブ代は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

前芝議員は、携帯電話（090-3281-1354）の使用料として、平成16年4月分の6951円、同年5月分の6279円、同年6月分の6489円、同年7月分の6279円、同年8月分の6489円、同年9月分の6489円、同年10月分の6384円、同年11月分の6384円、同年12月分の6279円、平成17年1月分の6489円、同年2月分の7224円、同年3月分の7224円の合計7万8960円を支払い、同年4月分の6909円、同年5月分の6489円、

同年6月分の6489円、同年7月分の6384円、同年8月分の6594円、同年9月分の6699円、同年10月分の6489円、同年11月分の7959円、同年12月分の8064円、平成18年1月分の6804円、同年2月分の6699円、同年3月分の6489円の合計8万2068円を支払った(乙Cミ1, 2の1・2, 4, 5の1・2)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、前芝議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に1万9740円(=7万8960円×1/4)、平成17年度に2万0517円(=8万2068円×1/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、「ドコモ料金支払内訳書」等の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから(乙Cミ1, 2, 4, 5)、数台分の使用料であると主張する。確かに、上記記載からすれば、複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし、上記同書面に表示された電話使用料は、「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載(乙Cケ5の1ないし10)がいう電話番号毎の電話使用料、すなわち、上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから(乙Cケ15, 16)、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

前芝議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

前芝議員は、平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間、

勤務場所及び就業時間を定めず、仕事内容を「議員調査補助」、賃金を月額8万円、支給日を月末として、前芝議員の姉である塩津和美を雇用し、同人に対し、平成15年5月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円を支払った（乙Dミ1, 2の1ないし12, 5, 6の1ないし12, 10, 11の1ないし11, Eミ1）。

また、前芝議員は、平成16年11月1日から平成18年3月31日までの間、勤務場所及び就業時間を定めず、仕事内容を「運転他」、賃金を月額2万円、支給日を月末として、芝正宏を雇用し、同人に対し、平成16年11月分ないし平成18年3月分の賃金として月額2万円を支払った（乙Dミ3, 4の1ないし12, 7, 8の1ないし5）。

さらに、前芝議員は、資料作成のために山村理佳を雇用し、同人に対し、平成17年3月31日、賃金として、8000円を支払った（乙Dミ9）。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、前芝議員が、人件費につき、平成15年度（同年4月を除く。）に29万3333円（ $\div 8$ 万円 $\times 11$ か月 $\times 1/3$ ）、平成16年度に35万6000円（ $= [8$ 万円 $\times 12$ か月 $+ 2$ 万円 $\times 5$ か月 $+ 8000$ 円] $\times 1/3$ ）、平成17年度に40万円（ $= [8$ 万円 $\times 12$ か月 $+ 2$ 万円 $\times 12$ か月] $\times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、前芝議員の政務調査用事務所が自宅の私的な部分と区別されていなかったから、塩津和美が調査研究を補助していなかったと主張するが、具体的な根拠はないから、採用できない。

また、原告らは、運転手に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが、運転手に対する賃金も、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

エ まとめ

(ア) 前芝議員は、事務費として、平成16年度に45万2268円、平成17年度に17万2800円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計15万3421円(=9万1524円+3万3600円+8557円+1万9740円)を超える29万8847円、平成17年度に支出許容額合計5万4117円(=3万3600円+2万0517円)を超える11万8683円を支出した部分は違法である。

(イ) 前芝議員は、人件費として、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円、平成16年度に106万8000円、平成17年度に120万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額29万3333円を超える58万6667円、平成16年度に支出許容額35万6000円を超える71万2000円、平成17年度に支出許容額40万円を超える80万円を支出した部分は違法である。

(ウ) 被告は、前芝議員に対し、平成15年度分(同年4月を除く。)58万6667円、平成16年度分合計101万0847円(=29万8847円+58万6667円)、平成17年度分合計91万8683円(=11万8683円+80万円)の総合計251万6197円の不当利得の返還を請求するべきである。

(32) 松本貞次議員(以下「松本議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

松本議員の政務調査用事務所(和歌山県有田郡湯浅町湯浅1940番地1)は、自宅(同町湯浅2450番地6)とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた(甲A3, 5の3, 乙Bム1, Eム2)。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の事務所費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、領収書等(乙Bム3の1ないし12, 7, 9の2, 10の1・2)の宛先が「松本貞次後援会」又は「松本貞次後援会事務所」であること、後援会の金銭出納帳(乙Eム1)に事務所費が記載されていることから、松本議員が事務所費として主張する経費は、後援会のものであると主張する。しかし、領収証の宛先が「松本事務所」のものもあること(乙Bム9の1)、上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないこと、政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 土地賃料について

松本議員は、平成16年度及び平成17年度において、鳴見俊二から、和歌山県「有田郡湯浅町湯浅1940番地-1」の土地を年50万円で賃借し、同人に対し、平成16年1月20日及び平成17年1月20日にそれぞれ賃料として50万円を支払った(乙Bム1, 2, 6)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、松本議員が、上記土地賃料につき、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ25万円(=50万円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金について

松本議員は、上記事務所における電気料金(①従量電灯A, ②低圧電力)として、平成16年4月分の①6991円及び②5456円、同年5月分の①6481円及び②5277円、同年6月分の①5896円及び②5814円、同年7月分の①7044円及び②9576円、同年8

月分の①69,14円及び②1万3,569円、同年9月分の①6,408円及び②1万1,668円、同年10月分の①6,423円及び②1万0,432円、同年11月分の①6,154円及び②5,388円、同年12月分の①6,301円及び②5,272円、平成17年1月分の①6,256円及び②5,534円、同年2月分の①5,421円及び②6,968円、同年3月分の①4,756円及び②5,588円の合計16万5,587円を支払い、同年4月分の①5,763円及び②5,509円、同年5月分の①5,325円及び②5,367円、同年6月分の①5,371円及び②5,979円、同年7月分の①5,792円及び②1万0,113円、同年8月分の①5,184円及び②1万1,703円、同年9月分の①5,605円及び②1万2,387円、同年10月分の①5,066円及び②9,335円、同年11月分の①5,349円及び②5,718円、同年12月分の①4,713円及び②5,199円、平成18年1月分の①4,767円及び②5,366円、同年2月分の①4,338円及び②5,302円、同年3月分の①5,195円及び②5,408円の合計14万9,854円を支払った（乙B4の1ないし12, 8）。

なお、一般的に、従量電灯Aは、一般家庭で使用される電気料金の形態で、低圧電力は、エアコン、業務用冷蔵庫、ポンプ、エレベーター、工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり、用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ、松本議員が、従量電灯A及び低圧電力を利用したことは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、従量電灯A及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、平成16年度に8万2,794円（ $\div 16万5,587円 \times 1/2$ ）、平成17年

度に7万4927円（＝14万9854円×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 水道料金について

松本議員は、上記事務所の水道料金として、平成16年4月分ないし平成18年3月分の月額1050円を支払った（乙Bム3の1ないし12, 7）。

なお、平成18年3月分の領収証等の証拠が提出されていないが、水道料金は、継続的契約に係る定額の支払であるから、松本議員は、同月分の水道料金1050円を支払ったと認められる。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、上記水道料金につき、平成16年度及び平成17年度にそれぞれ6300円（＝1050円×12か月×1／2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、水道料金が、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記水道料金は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(オ) 灯油代について

松本議員は、灯油代として、平成16年4月30日に1800円、同年12月27日に2600円、平成17年1月29日に2600円、同年2月28日に2600円、同年3月29日に2340円の合計1万1940円を支払い、同年4月28日に2600円、同年11月10日に1170円、同年12月26日に9450円、平成18年1月30日に6720円、同年2月28日に1万1000円の合計3万0940円を支払った（乙Bム5, 10の1・2, Eム1, 弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、上記

灯油代につき、平成16年度に5970円(=1万1940円×1/2)、平成17年度に1万5470円(=3万0940円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、灯油代が、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記灯油代は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(カ) し尿汲み取り料について

松本議員は、し尿汲み取り料として、平成16年6月15日及び同年10月14日に各1911円、平成17年2月1日に1433円の合計5255円を支払い、同年6月23日に1911円、同年10月14日に1433円の合計3344円を支払った(乙Bム9の1・2, Eム1)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、松本議員が、平成16年度に2628円(=5255×1/2)、平成17年度に1672円(=3344円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、し尿汲み取り料が、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記し尿汲み取り料は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、固定電話使用料及びNHK受信料については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、そ

の2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、後援会の金銭出納帳（乙エム1）に事務費が記載されていることから、松本議員が事務費として主張する経費は、後援会のものであると主張する。しかし、上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないし、政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

a 松本議員は、平成16年4月1日に切手代2万9580円（乙CM11）、同年6月2日に「エクスパック」料金500円（乙CM12の1）、同月24日に暑中見舞い用のはがき代1万円（乙CM12の2）、同年7月1日に暑中見舞い用はがきへの交換手数料40円（乙CM12の3）、同月2日に郵便料金120円（乙CM12の4）の合計4万0240円を支払った。

また、松本議員は、平成17年6月30日にはがき代3万円（乙CM2の1）、同年7月11日に暑中見舞い用のはがき代3000円（乙CM2の2）、同月13日に暑中見舞い用のはがき代900円（乙CM2の3）、同月21日に切手代80円（乙CM2の4）、同月29日に暑中見舞い用のはがき代500円（乙CM2の5）、同年8月8日に暑中見舞い用のはがき代250円（乙CM2の6）、同月17日に暑中見舞い用のはがき代100円（乙CM2の7）、同月23日に郵便料金（現金書留）540円（乙CM2の8）、同年11月1日にはがき代2万7500円（乙CM2の9）、同月21日に年賀はがき代5500円（乙

Ｃム２の１０），同日に年賀はがきへの交換手数料等代１４０円（乙Ｃム２の１１），同日に通常はがきへの交換手数料８０円（乙Ｃム２の１２），同月２５日に年賀はがき代１９２５円（乙Ｃム２の１３），同月２９日に年賀はがき代１６５０円（乙Ｃム２の１４），同日に年賀はがきへの交換手数料等代８０円（乙Ｃム２の１５），同月３０日に年賀はがき代９９０円（乙Ｃム２の１６），同日に年賀はがきへの交換手数料等代６０円（乙Ｃム２の１７），同年１２月１３日に年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の１８），同月１６日に通常はがき代１５００円（乙Ｃム２の１９），同月１９日に年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の２０），同月２６日に通常はがき代５００円及び年賀はがき代２７５円（乙Ｃム２の２１），同月２８日に通常はがき代２５０円（乙Ｃム２の２２），平成１８年１月６日に郵便料金１万５１５５円（乙Ｃム２の２３），同年２月２３日に郵便料金８８４０円（乙Ｃム２の２４），同月２４日に郵便料金１４０円（乙Ｃム２の２５），同年３月２７日に通常はがき代５０００円（乙Ｃム２の２６）の合計１０万５８３５円を支払った。

- b 松本議員は，平成１６年５月１８日にファックスのインクリボン代３０００円（乙Ｃム１５），同日にセロテープ代１０５円（乙Ｃム１３の１），同日にのし代２１０円（乙Ｃム１３の２），同年６月３０日にゴミ袋代４００円（乙Ｃム１３の３），同年７月１５日に祝儀袋代１１５円及びペン代２８５円（乙Ｃム１４の１，Ｅム１），同年９月２５日に祝袋，のし，包装紙及び筆ペンの代金９４０円（乙Ｃム１４の２，Ｅム１），同年１２月２２日にポスター代及び付箋代７８０円（乙Ｃム１６，Ｅム１）の合計５８３５円を支払った。

また，松本議員は，平成１７年５月２日に万年筆代及び修正ペン代１３００円（乙Ｃ３の１，Ｅム１），同月２６日にインクカートリッジ代７２９０円（乙Ｃ３の２），同年７月２８日に筆ペン等代２１７０円

(乙Ｃム３の３，Ｅム１，弁論の全趣旨)，同年８月２６日に仏袋，祝儀袋及びパソコンカードの代金４３２０円（乙Ｃム３の４，Ｅム１），同年１０月２８日にコピー機トナー代３万５７００円（乙Ｃム６），同年１１月２２日に筆ペン代２８５円（乙Ｃム５の１），同月２５日に賞状，筆ペン及びその他の代金１４６０円（乙Ｃム３の５，Ｅム１），同年１２月２日に封筒代１５７５円（乙Ｃム７，Ｅム１），同月２７日にダイアリー及びポスター代３８５０円（乙Ｃム３の６，Ｅム１），平成１８年１月６日に領収証用紙代８５５円（乙Ｃム５の２），同月９日に領収証用紙代４１０円及び朱肉補充液代４７８円（乙Ｃム４の１），同月２４日に祝儀袋及び模造紙代１３５０円（乙Ｃム３の７，Ｅム１。なお，領収証には「平成１７年」とあるが，帳簿〔乙Ｅム１〕によれば平成１８年の誤記と認められる。），平成１８年３月３日にコピー用紙代９２５円（乙Ｃム４の２），同月１３日にファイル代４９８円（乙Ｃム４の３），同月１５日にファイル代９９６円及びインデックスラベル代１７８円（乙Ｃム４の４），同月２０日にスタンプ印鑑のインク代４８０円（乙Ｃム４の５），同月２３日に印鑑代１２５０円（乙Ｃム３の８，Ｅム１），同月２７日に香典袋代５００円（乙Ｃム３の９，Ｅム１）の合計６万５８７０円を支払った。

- c しかし，上記aの支払のうち，平成１６年６月２４日の暑中見舞い用のはがき代１万円（乙Ｃム１２の２），同年７月１日の暑中見舞い用のはがきへの交換手数料４０円（乙Ｃム１２の３）の合計１万００４０円，平成１７年７月１１日の暑中見舞い用のはがき代３０００円（乙Ｃム２の２），同月１３日の暑中見舞い用のはがき代９００円（乙Ｃム２の３），同月２９日の暑中見舞い用のはがき代５００円（乙Ｃム２の５），同年８月８日の暑中見舞い用のはがき代２５０円（乙Ｃム２の６），同月１７日の暑中見舞い用のはがき代１００円（乙Ｃム２の７），同年

1 1月21日の年賀はがき代5500円(乙Cム2の10), 同日の年賀はがきへの交換手数料等代140円(乙Cム2の11), 同月25日の年賀はがき代1925円(乙Cム2の13), 同月29日の年賀はがき代1650円(乙Cム2の14), 同日の年賀はがきへの交換手数料等代80円(乙Cム2の15), 同月30日の年賀はがき代990円(乙Cム2の16), 同日の年賀はがきへの交換手数料等代60円(乙Cム2の17), 同年12月13日の年賀はがき代440円(乙Cム2の18), 同月19日の年賀はがき代440円(乙Cム2の20), 同月26日の年賀はがき代275円(乙Cム2の21)の合計1万6250円は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは経費とはいえないから, 政務調査費を支出することは許されない。

また, 上記bの支払のうち, 平成16年5月18日ののし代210円(乙Cム13の2), 同年7月15日の祝儀袋代115円(乙Cム14の1, Eム1), 同年9月25日の祝袋, のし, 包装紙, 及び筆ペンの代金940円(乙Cム14の2), 同年12月22日のポスター代及び付箋代780円(乙Cム16, Eム1)の合計2045円, 平成17年8月26日の仏袋, 祝儀袋, 及びパソコンカードの代金4320円(乙Cム3の4, Eム1), 同年11月25日の賞状, 筆ペン, その他の代金1460円(乙Cム3の5, Eム1), 同年12月27日のダイアリー及びポスター代3850円(乙Cム3の6, Eム1), 平成18年1月24日の祝儀袋及び模造紙代1350円(乙Cム3の7, Eム1), 平成18年3月27日の香典袋代500円(乙Cム3の9, Eム1)の合計1万1480円は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とはいえないから, 政務調査費を支出することは許されない。

d そして, 上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり, 松本議員が, 事

務用品・備品購入費につき、平成16年度に1万6995円（＝〔4万0240円＋5835円－1万0040円－2045円〕×1／2）、平成17年度に7万1988円（＝〔10万5835円＋6万5870円－1万6250円－1万1480円〕×1／2）、をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、被告は、ポスター（乙CM3の6、16）が、年末年始の休業期間等を告知するためのものであると主張するが、その主張を裏付ける証拠はないから、採用できない。

他方、原告らは、まとめて購入した多額の切手代及び郵便料金が調査研究のためのものではないと主張する。しかし、上記切手代及び郵便料金は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、印鑑（乙CM3の8）及びゴミ袋（乙CM13の3）が調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記印鑑及びゴミ袋代は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

（ウ） 固定電話使用料について

固定電話（①0737-63-3747、②0737-63-4747）の使用料として、「西原博」名義で、平成16年4月分の①及び②の合計1万0009円、同年5月分の①3399円及び②6135円、同年6月分の①3447円及び②6101円、同年7月分の①及び②の合計9534円、同年8月分の①3061円及び②6839円、同年9月分の①3083円及び②5476円、同年10月分の①3225円及び②6880円、同年11月分の①3238円及び②5753円、同年12月分の①3064円及び②5844円、平成17年1月分の①308

5円及び②1万0664円、同年2月分の①2928円及び②6862円、同年3月分の①2763円及び②7213円の合計11万8603円が支払われ、同年4月分の①2919円及び②8141円、同年5月分の①3192円及び②6657円、同年6月分の①3273円及び②6881円、同年7月分の①3054円及び②6839円、同年8月分の①2768円及び②6296円、同年9月分の①2819円及び②6275円、同年10月分の①2751円及び②6648円、同年11月分の①3148円及び②6259円、同年12月分の①2943円及び②5938円、平成18年1月分の①2978円及び②5218円、同年2月分の①2809円及び②5797円、同年3月分の①2831円及び②7063円の合計11万3497円が支払われた（乙CM1の1ないし24、8の1ないし18、EM1）。

なお、松本議員は、「西原博」が後援会会長であったと陳述するところ（乙EM2）、その陳述は、上記固定電話使用料の電話料金等支払証明書（乙CM8の13・14）が松本貞次後援会事務所の請求により作成されたことからすれば、信用することができ、「西原博」は松本議員の後援会会長であったと認められる。また、政務調査用事務所は、後援会と併設されていた。したがって、上記固定電話使用料は、政務調査用事務所と後援会事務所のものであったと認められる。

しかし、被告は、上記支払のうち平成16年4月分1万0009円については、政務調査費を支出しなかったと主張するから、政務調査費支出の適否については、これを控除すべきである。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に5万4297円（＝[11万8603円－1万0009円]×1/2）、平成17年度に5万6749円（＝11万3497円×1/2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出し

た部分は違法である。

(エ) NHK受信料について

松本議員は、NHK受信料として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計1万6740円、同年4月分ないし7月分の合計5580円を支払った（乙CM9の1ないし5，Eム1）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、NHK受信料につき、平成16年度に8370円（＝1万6740円×1／2）、平成17年度に2790円（＝5580円×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、NHK受信料が、政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし、調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記NHK受信料は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

松本議員は、携帯電話（090-3270-3954）の使用料として、平成16年5月分の4557円、同年6月分の5775円、同年7月分の7171円、同年8月分の4651円、同年9月分の4683円、同年10月分の7948円、同年11月分の6426円、同年12月分の6384円、平成17年1月分の7297円、同年2月分の4790円、同年3月分の6142円の合計6万5824円を支払い、同年4月分の5848円、同年5月分の5029円、同年6月分の4998円、同年7月分の5187円、同年8月分の4651円、同年9月分の5082円、同年10月分の6027円、同年11月分の6783円、同年12月分の5428円、平成18年1月分の5439円、同年2月分の5082円、同年3月分の5712円の合計6万5266円を支払った（乙CM1の25，10）。

なお、平成16年4月分の領収証等の証拠は提出されていないから、これを認めることはできない。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、松本議員が、携帯電話使用料につき、平成16年度に2万1941円($\equiv 6万5824円 \times 1/3$)、平成17年度に2万1755円($\equiv 6万5266円 \times 1/3$)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、後援会の金銭出納帳(乙エム1)に人件費が記載されていることから、松本議員が人件費として主張する経費は後援会のものであると主張する。しかし、上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないし、政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 人件費の支出等について

松本議員は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、勤務場所及び職務内容を定めず、賃金を月額17万円、支給日を毎月20日(休日の場合はその前日)として、上山正宏を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額17万円、平成15年ないし平成17年の6月及び12月に賞与としてそれぞれ30万円を支払った(乙Dム1, 2の1ないし14, -5, 6の1ないし14, 9, 10の1ないし14)。

また、松本議員は、平成15年4月1日から平成18年3月31日ま

での間、勤務場所及び職務内容を定めず、賃金を月額8万円、支給日を毎月20日（休日の場合はその前日）として、今村加代を雇用し、同人に対し、平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃金として月額8万円、平成15年ないし平成17年の6月及び12月に賞与としてそれぞれ10万円を支払った（乙Dム3, 4の1ないし14, 7, 8の1ないし14, 11, 12の1ないし14）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、松本議員が、人件費につき、平成15年4月に12万5000円（＝[17万円＋8万円]×1/2）、平成15年度（同年4月を除く。）に177万5000円（＝[17万円×11か月＋30万円×2＋8万円×11か月＋10万円×2]×1/2）、平成16年度及び平成17年度に各190万円（＝[17万円×12か月＋30万円×2＋8万円×12か月＋10万円×2]×1/2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 松本議員は、事務所費として、平成16年度に17万8187円、平成17年度に49万6840円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度については、支出許容額合計34万7692円（＝25万円＋8万2794円＋6300円＋5970円＋2628円）を超える違法支出はないが、平成17年度に支出許容額合計34万8369円（＝25万円＋7万4927円＋6300円＋1万5470円＋1672円）を超える14万8471円を支出した部分は違法である。

(イ) 松本議員は、事務費として、平成16年度に33万2790円、平成17年度に23万1393円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計10万1603円（＝1万6995円＋5万4297円＋8370円＋2万1941円）を超える23万1187円、平成17年度に支出許容額合計15万3282円（＝7万1988円＋5万6749円＋2790円＋2万1755円）を超える7万8111円を支出した部分は違法である。

(ウ) 松本議員は、人件費として、平成15年4月に10万円、平成15年度（同年4月を除く。）に110万円、平成16年度及び平成17年度に各96万円を政務調査費から支出したところ（別紙1）、支出許容額（平成15年4月につき12万5000円、平成15年度[同年4月を除く。]につき177万5000円、平成16年度及び平成17年度につき各190万円）を超える違法支出はない。

(エ) よって、被告は、松本議員に対し、平成16年度分23万1187円、平成17年度分22万6582円の合計45万7769円の不当利得の返還を請求するべきである。

(33) 町田亘議員（以下「町田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

町田議員の政務調査用事務所（和歌山県西牟婁郡上富田町朝来582-7）は、自宅に設置されていた（乙Eメ1，弁論の全趣旨）。

また、町田議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」を自宅と道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していたと陳述するところ（乙Eメ1），その陳述は具体的であり、信用できるから、そのとおり認められる（甲A5の2・3，弁論の全趣旨）。

この点、町田議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」が活動実体はほとんどなかったと陳述するが（乙Eメ1），その裏付け

はないから、信用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

町田議員の政務調査用事務所の事務用品代、備品購入費、切手及び郵便料金については、上記アのとおり、政務調査用事務所が、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その60%を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

また、固定電話、ファックス、パソコン回線の使用料については、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、携帯電話使用料及びインスタントカメラ代は、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品代について

町田議員は、平成16年5月10日にホワイトボード代1万0800円、マグネットクリップ代318円、分類クリップ代308円及びカラーマグネット代388円(乙Cメ63)、同年6月12日に印鑑代2200円(乙Cメ66, 83)、同年7月1日に「有限会社大川」に対して5880円(乙Cメ68)、同年10月4日にコピー用紙代5888円(乙Cメ72)、平成17年2月12日に「ナショナルショップ スズキ」に対して1600円(乙Cメ76)、同年3月10日にクリアーブック代2814円、ラベル代168円、ボールペン代84円及びマジックペン代

81円(乙Cメ77), 同月15日に文具小物代890円, ノート代560円, 筆記具代400円及びそれらの消費税92円(乙Cメ79), 同月31日にクリアブック代2436円(乙Cメ81), 同日に「有限会社大川」に対して2940円(乙Cメ82)の合計3万7847円を支払った。

また, 町田議員は, 平成17年8月22日にクリアブック代2436円(乙Cメ4), 同年9月22日に「インスタントフィルムチェキ5パック入」代3150円(乙Cメ5), 同年11月2日に「有限会社大川」に対して2940円(乙Cメ6), 平成18年1月20日に印鑑代6900円(乙Cメ7, 83), 同年2月16日に印鑑代2000円(乙Cメ10, 83), 同月25日にクリアブック代3984円(乙Cメ11), 同年3月29日に文具小物代1249円(乙Cメ13)の合計2万2659円を支払った。

なお, 町田議員は, 「有限会社大川」が, 地元では著名な事務用品, 事務機器の販売店であると陳述するところ(乙Eメ1), その陳述は, 被告が, 平成16年7月1日の「有限会社大川」に対する5880円(乙Cメ68), 平成17年3月31日の「有限会社大川」に対する2940円(乙Cメ82), 同年11月2日の「有限会社大川」に対する2940円(乙Cメ6)が, コピー又はトナー等であると具体的に主張することからすれば, 信用することができ, そのとおり認められる。

また, 被告は, 「ナショナルショップ スズキ」に対する平成17年2月12日の1600円の支払(乙Cメ76)が, オーディオテープ代であると主張するところ, 支払先及び支払金額からすれば, そのとおり認められる。

しかし, 被告は, 支出時期が不明の「オーディオテープ¥2670」と記載された領収証(乙Cメ70)に係る支払が, オーディオテープ代

であると主張するところ、上記「オーディオテープ 2670」の部分
は手書きで、「ヤデンキ」以外の印字部分は判読不能であるから、町田議
員がオーディオテープ代 2670 円を支払ったとは認められない。

また、上記支払のうち、平成 17 年 9 月 22 日の「インスタントフイ
ルムチェキ 5 パック入」代 3150 円（乙 C メ 5）は、議員が行う調査
研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、政務調査費
を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（60%）のとおり、町田議員が、上記事
務用品代につき、平成 16 年度に 2 万 2 708 円（ $\equiv 3$ 万 7 847 円 $\times$
60%）、平成 17 年度に 1 万 1 705 円（ $\equiv [2$ 万 2 659 円 $- 3$ 15
0 円] $\times 60\%$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法で
ある。

(ウ) 備品購入費について

町田議員は、平成 18 年 2 月 10 日にコピー機代 49 万 9800 円を
支払った（乙 C メ 9、弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（60%）のとおり、町田議員が、上記コ
ピー機代につき、平成 17 年度に 29 万 9880 円（ $= 49$ 万 9800
円 $\times 60\%$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 切手及び郵便料金について

町田議員は、平成 16 年 4 月 14 日に切手代 1 万円（乙 C メ 62）、同
年 5 月 16 日に切手代 9200 円（乙 C メ 64）、同年 6 月 7 日に切手代
2 万円（乙 C メ 65）、同月 17 日に切手代 1 万円（乙 C メ 67）、同年
7 月 5 日に切手代 5000 円（乙 C メ 69）、同年 8 月 24 日に郵便料金
1 万 4080 円（乙 C メ 71）、平成 17 年 1 月 5 日に普通切手代 800
0 円（乙 C メ 73）、同年 2 月 7 日に切手代 1 万円（乙 C メ 74）、同月
16 日に切手代 1 万円（乙 C メ 75）、同年 3 月 11 日に郵便料金 470

円(乙Cメ78), 同月22日に郵便料金7120円(乙Cメ80)の合計10万3870円を支払った。

また、町田議員は、平成17年5月2日に郵便料金4万2160円(乙Cメ1), 同月23日に普通切手代1万6000円(乙Cメ2), 平成18年1月26日に郵便料金760円(乙Cメ8), 同月3月2日に郵便料金560円(乙Cメ12)の合計5万9480円を支払った。

なお、町田議員は、平成17年1月5日及び同年5月23日の慶事用切手代各8000円に政務調査費を支出しなかった(乙Cメ1)。

そして、上記(ア)の按分割合(60%)のとおり、町田議員が、切手及び郵便料金につき、平成16年度に6万2322円(=10万3870円×60%), 平成17年度に3万5688円(=5万9480円×60%)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、まとめて購入した多額の切手代及び郵便料金が調査研究のためのものではないと主張する。しかし、上記切手代及び郵便料金は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話等使用料について

町田議員は、固定電話使用料2台分として、平成17年3月分の①9299円及び②2005円、同年4月分の①1万0424円及び②2005円、同年5月分の①1万2034円及び②2005円、同年6月分の①1万3155円及び②2013円、同年7月分の①1万4224円及び②2005円、同年8月分の①1万2789円及び②2005円、同年9月分の①1万2215円及び②2005円、同年10月分の①1万2677円及び②2005円、同年11月分の①1万2822円及び②2005円、同年12月分の①1万2707円及び②2005円、平

成18年1月分の①1万2288円及び②2005円、同年2月分の①1万3049円及び②2005円の合計17万1751円を支払った(乙Cメ14ないし37, Eメ1)。

また、町田議員は、ファックス及びパソコン回線使用料として、平成17年3月分の5162円、同年4月分の6778円、同年5月分の2084円、同年6月分の2001円、同年7月分の2019円、同年8月分の2063円、同年9月分の1897円、同年10月分の2126円、同年11月分の2063円、同年12月分の2132円、平成18年1月分の2730円、同年2月分の2367円の合計3万3422円を支払った(乙Cメ38ないし49, Eメ1)。

なお、平成17年3月分の固定電話等使用料、ファックス及びパソコン回線使用料は、同年4月が支払月であると認められる。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、町田議員が、上記固定電話等使用料につき、平成17年度に10万2587円(≒[17万1751円+3万3422円]×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

町田議員は、携帯電話使用料として、平成17年4月分の8630円、同年5月分の9796円、同年6月分の9473円、同年7月分の9137円、同年8月分の7673円、同年9月分の8467円、同年10月分の1万0167円、同年11月分の8674円、同年12月分の7997円、平成18年1月分の1万0997円、同年2月分の1万0210円、同年3月分の1万0013円の合計11万1234円を支払った(乙Cメ50ないし61)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、松本議員が、上記携帯電話使用料につき、平成17年度に2万7809円(≒11万12

34円×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) インスタントカメラ代について

町田議員は、インスタントカメラ代として、平成17年5月29日に1344円を支払った(乙Cメ3)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の1)のとおり、松本議員が、上記インスタントカメラ代につき、平成17年度に336円(=1344円×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 人件費について

町田議員は、平成16年6月15日、株式会社和歌山近鉄百貨店に対し、5万円を支払った(乙Dメ1)。

また、町田議員は、政務調査費収支報告書において、平成17年度の人件費に計上された12万円を「謝礼」として調査研究費に計上する修正をした(乙Eメ1、別紙2)。

この点、町田議員は、工事箇所表の整理や臨時の現地調査のための運転依頼に対する謝礼として商品券を交付したと陳述するが(乙Eメ1)、その裏付けはないから、信用できない。

したがって、町田議員が、人件費につき、平成16年度及び平成17年度に政務調査費を支出した部分は違法である。

エ まとめ

(ア) 町田議員は、事務費として、平成16年度に5万9380円、平成17年度に52万8470円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度については、支出許容額合計8万5030円(=2万2708円+6万2322円)を超える違法支出はないが、平成17年度に支出許容額合計47万8005円(=1万1705円+29万9880円+3万5688円+10万2587円+2万7809円+336円)を超える5万0465円を支出した部分は違法である。

(イ) 町田議員は、人件費として、平成16年度に5万円、平成17年度に12万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、これらの支出はいずれも違法である。

(ウ) よって、被告は、町田議員に対し、平成16年度分5万円、平成17年度分合計17万0465円(=5万0465円+12万円)の総合計22万0465円の不当利得の返還を請求するべきである。

(34) 向井嘉久蔵議員(以下「向井議員」という。)

ア 事務所の設置状況等について

向井議員の政務調査用事務所(和歌山県橋本市東家6-6-19)は、自宅(同市東家4-8-19)とは別の場所に設置されていた(甲モ5の2, 乙Bモ12, Eモ1)。

また、向井議員の後援会は、橋本市東家4丁目10番2号土井方に設置され、「自由民主党橋本市連絡協議会」は、同市橋本1-1-2に設置されていた(甲A5の2・3, 乙Eモ1)。

しかし、政務調査用事務所に隣接する倉庫の周りには、「自民党橋本支部」の看板、自由民主党の国会議員の看板、向井議員の看板等が設置されていたから(甲モ5の1・2)、政務調査用事務所においても、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である。

この点、向井議員は、平成15年及び平成19年の県議会議員選挙において無投票で当選したから、平成15年度ないし平成17年度において、後援会の活動はほとんどなかったと陳述する(乙Eモ1)。しかし、向井議員が上記県議会議員選挙において無投票で当選したからといって、後援会が活動していなかったと認めることはできないから、向井議員の上記陳述は信用できない。

また、向井議員は、「自由民主党橋本市連絡協議会」が、平成18年2月

ころ、河川改修に伴い、橋本市橋本1-1-2所在の事務所を立ち退いたため、政務調査用事務所の隣の倉庫の所有者の好意を受けて、「自民党橋本支部」の看板（甲モ5の1）を設置していたから、政務調査用事務所において、「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動はなかったと陳述する（乙Eモ1）。しかし、その裏付けはないから、向井議員の上記陳述は信用できない。

他方、原告らは、政務調査用事務所が、平成15年の県議会議員選挙の選挙用事務所であったから（甲モ6）、選挙用事務所として維持、確保されてきたと主張する。しかし、選挙用事務所として使用されたからといって、選挙後も選挙のためだけに使用されていたと認めることはできないから、原告らの上記主張は採用できない。

イ 事務所費について

（ア）事務所費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の賃料、電気料金、水道料金、ガス代及び灯油代並びに固定電話等使用料については、他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Eモ1）、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、携帯電話使用料及びガソリン代については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び、向井議員が営んでいたと認められる「向井米穀店」（乙B13の2・7・8・13・16・17・33・34・40、14の1・2・8・9・12・16・18・25・26・28・31ないし33・41・

44・46ないし51, 15の1・3・4・8ないし10・12・13・16・21・26・27・29・36・39)の各活動や, 私的にも利用されていたと認められるから, その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所賃料について

向井議員は, 平成15年度ないし平成17年度において, 伊都食糧販売協同組合から, 政務調査用事務所として, 和歌山県橋本市東家6-6-19所在の建物の1階を賃料月額2万円で賃借し, 平成15年4月分ないし平成18年3月分の賃料として月額2万円を支払った(乙Bモ1の1ないし4, 5の1ないし7, 8の1ないし6, 11, 12)。

そして, 上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり, 向井議員が, 事務所賃料につき, 平成15年4月に1万円(=2万円×1/2), 平成15年度(同年4月を除く。)に11万円(=2万円×11か月×1/2), 平成16年度及び平成17年度に各12万円(=2万円×12か月×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金について

向井議員は, 政務調査用事務所の電気料金として, 平成15年4月分の1万1309円を支払い, 同年5月分の9031円, 同年6月分の5361円, 同年7月分の9282円, 同年8月分の7652円, 同年9月分の7722円, 同年10月分の6529円, 同年11月分の6213円, 平成16年3月分の5093円の合計5万6883円を支払い, 同年4月分の5172円, 同年5月分の4654円, 同年6月分の5507円, 同年7月分の8143円, 同年8月分の9067円, 同年9月分の5946円, 同年10月分の6625円, 同年11月分の4632円, 同年12月分の4424円, 平成17年1月分の6882円, 同年2月分の4420円, 同年3月分の3919円の合計6万9391円を

支払い、同年4月分の5010円、同年5月分の6573円、同年6月分の6246円、同年7月分の6558円、同年8月分の6614円、同年9月分の7536円、同年10月分の7052円、同年11月分の4964円、同年12月分の4878円、平成18年1月分の6456円、同年2月分の4527円、同年3月分の4540円の合計7万0954円を支払った（乙Bモ2の1ないし9、6の1ないし8、9の1ないし6）。

なお、平成15年12月分ないし平成16年2月分の電気料金については、領収証等の証拠が提出されていないが、継続的契約に係る支払であるから、平均額を考慮し、前月である平成15年11月と同額の1か月6213円で、合計1万8639円であったと認めるのが相当である。

したがって、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、向井議員が、上記電気料金につき、平成15年4月に5655円（ $\equiv 1万1309円 \times 1/2$ ）、平成15年度（同年4月を除く。）に3万7761円（ $= [5万6883円 + 1万8639円] \times 1/2$ ）、平成16年度に3万4696円（ $\equiv 6万9391円 \times 1/2$ ）、平成17年度に3万5477円（ $= 7万0954円 \times 1/2$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 水道料金について

向井議員は、政務調査用事務所の水道料金として、平成15年4月分ないし平成18年3月分の月額1780円を支払った（乙Bモ3の1ないし5、7の1・2、10、12）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、向井議員が、水道料金につき、平成15年4月に890円（ $= 1780円 \times 1/2$ ）、平成15年度（同年4月を除く。）に9790円（ $= 1780円 \times 11か月 \times 1/2$ ）、平成16年度及び平成17年度に各1万0680円（ $= 1780円 \times 12か月 \times 1/2$ ）を支払った。

0円×12か月×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、原告らは、水道代が調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記水道代は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(オ) ガス代及び灯油代について

向井議員は、平成17年3月30日、4か月分のガス代及び灯油代1万7000円を支払った(乙Bモ4)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、向井議員が、ガス代及び灯油代につき、平成16年度に8500円(=1万7000円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、原告らは、灯油代が調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記灯油代は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

向井議員は、①政務調査用事務所の固定電話(0736-33-0240)、②政務調査用事務所のファックス(0736-39-1819)、③向井議員の自宅の固定電話(0736-32-0600)及び④向井議員の自宅のファックス(0736-32-0988)の使用料として、平成15年5月分の①3504円、②1万0083円、③3351円及び④5087円、同年6月分の①3217円、②7716円、④5405円、同年7月分の①3520円、②9030円、③4180円及び④5407円、同年8月分の①3189円、②9565円、③3371円及び④5418円、同年9月分の①3239円、②1万4160円、③

4896円及び④5468円、同年10月分の①3243円、②7427円、③3854円及び④5397円、同年11月分の①4305円、②1万9567円、③4933円及び④5405円、同年12月分の①3303円、②1万0892円、③3965円及び④5397円、平成16年1月分の③4040円及び④5436円、同年2月分の①3270円、②1万1024円、③3474円及び④4278円、同年3月分の①3212円、②8560円、③3775円及び④5436円の合計23万9999円を支払った（乙Cモ28の1ないし10、29の1ないし10、30の1ないし10、31の1ないし11、Eモ1）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、向井議員が、上記固定電話等使用料につき、平成15年度（同年4月を除く。）に12万円（ $\div 23万9999円 \times 1/2$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、固定電話使用料は通信費として事務費に計上されるべきであると主張する。しかし、本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく、計上した使途が誤りであるからといって、政務調査費の支出が違法であるとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、向井議員の政務調査用事務所が、自宅とは別の場所に設置されていたから、自宅の固定電話及びファックスは、専ら私的に利用されたと主張する。しかし、向井議員が使用した自宅の固定電話等の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

さらに、原告らは、2回線分の固定電話使用料が、調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし、上記2回線分の固定電話使用料も、事務所の設置状況等

を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(キ) 携帯電話使用料について

向井議員は、携帯電話（０９０－７１０１－００９６）の使用料として、平成１５年５月分の１万７５９５円、同年６月分の１万６４５５円、同年７月分の１万４９４９円、同年８月分の１万６７７４円、同年９月分の１万５７６２円、同年１０月分の１万５５５８円、同年１１月分の１万８６６４円、同年１２月分の１万９８２１円、平成１６年１月分の１万８５８１円、同年２月分の１万２１９８円、同年３月分の１万０７７３円の合計１７万７１３０円を支払った（乙Ｃモ３２の１ないし１１）。

そして、上記（ア）の按分割合（５分の１）のとおり、向井議員が、携帯電話使用料につき、平成１５年度（同年４月を除く。）に３万５４２６円（＝１７万７１３０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) ガソリン代について

a 向井議員は、ガソリン代として、平成１５年５月９日に６１９５円（乙Ｂモ１５の２）、同年６月５日に６９０１円（乙Ｂモ１５の５）、同月１３日に６４０３円（乙Ｂモ１５の６）、同月２２日に６１８０円（乙Ｂモ１５の７）、同月２２日に５８７１円（乙Ｂモ１５の１１）、同年８月１８日に６２８３円（乙Ｂモ１５の１４）、同月２７日に６１８０円（乙Ｂモ１５の１５）、同年９月１１日に６６０８円（乙Ｂモ１５の１７）、同月１９日に６２３０円（乙Ｂモ１５の１８）、同月２４日に６２８３円（乙Ｂモ１５の１９）、同月３０日に７０１２円（乙Ｂモ１５の２０）、同年１０月１５日に５５６２円（乙Ｂモ１５の２２）、同月２１日に６２８３円（乙Ｂモ１５の２３）、同月２６日に６２７３

円(乙Bモ15の24), 同年11月3日に6622円(乙Bモ15の25), 同月17日に6426円(乙Bモ15の26), 同月24日に6663円(乙Bモ15の27), 同月28日に5782円(乙Bモ15の28), 同年12月5日に6780円(乙Bモ15の29), 同月11日に6056円(乙Bモ15の30), 同月19日に6283円(乙Bモ15の31), 同月23日に6348円(乙Bモ15の32), 平成16年1月13日に6907円(乙Bモ15の33), 同月17日に5940円(乙Bモ15の34), 同月25日に5978円(乙Bモ15の35), 同年2月4日に6431円(乙Bモ15の36), 同月8日に6237円(乙Bモ15の37), 同月16日に5592円(乙Bモ15の38), 同月24日に6540円(乙Bモ15の39)の合計18万2849円を支払った。

また, 向井議員は, 平成16年4月2日に7375円(乙Bモ14の1), 同月10日に6812円(乙Bモ14の2), 同月16日に7320円(乙Bモ14の3), 同月26日に6077円(乙Bモ14の4), 同年5月2日に6540円(乙Bモ14の5), 同月8日に6322円(乙Bモ14の6), 同月18日に6649円(乙Bモ14の7), 同月26日に7320円(乙Bモ14の8), 同年6月3日に6120円(乙Bモ14の9), 同月11日に7328円(乙Bモ14の10), 同月16日に7174円(乙Bモ14の11), 同月22日に6720円(乙Bモ14の12), 同月28日に7749円(乙Bモ14の13), 同年7月7日に7198円(乙Bモ14の14), 同月14日に7830円(乙Bモ14の15), 同月21日に7856円(乙Bモ14の16), 同月27日に7198円(乙Bモ14の17), 同年8月3日に7560円(乙Bモ14の18), 同月9日に6960円(乙Bモ14の19), 同月16日に7497円(乙Bモ14の20), 同月23日

に6728円(乙Bモ14の21), 同年9月3日に6723円(乙Bモ14の22), 同月8日に7070円(乙Bモ14の23), 同月15日に7749円(乙Bモ14の24), 同月22日に7552円(乙Bモ14の25), 同月29日に7808円(乙Bモ14の26), 同年10月7日に6060円(乙Bモ14の27), 同月13日に5928円(乙Bモ14の28), 同月22日に7569円(乙Bモ14の29), 同月28日に6077円(乙Bモ14の30), 同年11月4日に7011円(乙Bモ14の31), 同月12日に8241円(乙Bモ14の32), 同月20日に7380円(乙Bモ14の33), 同月26日に6720円(乙Bモ14の34), 同年12月1日に6960円(乙Bモ14の35), 同月8日に6844円(乙Bモ14の36), 同月17日に7076円(乙Bモ14の37), 同月23日に6728円(乙Bモ14の38), 平成17年1月4日に7375円(乙Bモ14の39), 同月11日に7625円(乙Bモ14の40), 同月27日に7500円(乙Bモ14の42), 同年2月1日に7500円(乙Bモ14の43), 同月16日に7750円(乙Bモ14の45)の合計30万5579円を支払った。

そして、向井議員は、平成17年4月7日に4830円(乙Bモ13の1), 同月に7200円(乙Bモ13の3), 同月に7686円(乙Bモ13の4), 同月に7200円(乙Bモ13の5), 同月24日に8475円(乙Bモ13の6), 同年5月7日に8320円(乙Bモ13の7), 同月28日に7410円(乙Bモ13の8), 同月に7686円(乙Bモ13の9), 同月に7320円(乙Bモ13の10), 同月に7198円(乙Bモ13の11), 同月15日に8030円(乙Bモ13の12), 同年6月11日に7869円(乙Bモ13の13), 同月に7500円(乙Bモ13の14), 同月22日に6471円(乙

Bモ13の15), 同年7月6日に8576円(乙Bモ13の16),
同月16日に6784円(乙Bモ13の17), 同月に7200円(乙
Bモ13の18), 同月24日に7161円(乙Bモ13の19), 同
年8月9日に8316円(乙Bモ13の20), 同月12日に5649
円(乙Bモ13の21), 同月19日に6508円(乙Bモ13の22),
同月27日に6580円(乙Bモ13の23), 同年9月15日に68
95円(乙Bモ13の24), 同月20日に6179円(乙Bモ13の
25), 同月に7930円(乙Bモ13の26), 同月に8190円(乙
Bモ13の27), 同年10月16日に5307円(乙Bモ13の28),
同月23日に7413円(乙Bモ13の29), 同月に7800円(乙
Bモ13の30), 同月に8060円(乙Bモ13の31), 同月に8
060円(乙Bモ13の32), 同年11月21日に7314円(乙B
モ13の33), 同月28日に6210円(乙Bモ13の34), 同月
に7800円(乙Bモ13の35), 同月に7875円(乙Bモ13の
36), 同年12月5日に7563円(乙Bモ13の37), 同月8日
に4934円(乙Bモ13の38), 同月12日に5319円(乙Bモ
13の39), 同月15日に7038円(乙Bモ13の40), 同月2
3日に7775円(乙Bモ13の41), 同月29日に4145円(乙
Bモ13の42), 平成18年1月10日に6698円(乙Bモ13の
43), 同月21日に6475円(乙Bモ13の44), 同月に787
5円(乙Bモ13の45), 同月31日に6131円(乙Bモ13の4
6), 同年2月10日に7043円(乙Bモ13の47), 同月16日
に6243円(乙Bモ13の48), 同月22日に7869円(乙Bモ
13の49), 同月27日に7827円(乙Bモ13の50), 同年3
月8日に6869円(乙Bモ13の51), 同月11日に8113円(乙
Bモ13の52), 同月17日に6303円(乙Bモ13の53), 同

月23日に7847円(乙Bモ13の54), 同月に7448円(乙Bモ13の55)の合計38万4517円を支払った。

b 向井議員は, 平成15年5月1日に60.6リットル(乙Bモ15の1), 同月12日に54.5リットル(乙Bモ15の3), 同月21日に60.8リットル(乙Bモ15の4), 同年6月27日に59リットル(乙Bモ15の8), 同年7月12日に52.6リットル(乙Bモ15の9), 同月17日に62.7リットル(乙Bモ15の10), 同年8月2日に60.5リットル(乙Bモ15の12), 同月9日に57.5リットル(乙Bモ15の13), 同年9月3日に50.8リットル(乙Bモ15の16), 同年10月10日に61.3リットル(乙Bモ15の21)の合計580.3リットルのガソリン代を支払った。

また, 向井議員は, 平成17年1月20日に61.8リットル(乙Bモ14の41), 同年2月5日に61リットル(乙Bモ14の44), 同月23日に61リットル(乙Bモ14の46), 同年3月2日に59.3リットル(乙Bモ14の47), 同月10日に60リットル(乙Bモ14の48), 同月16日に47.6リットル(乙Bモ14の49), 同月21日に63.5リットル(乙Bモ14の50), 同月28日に52リットル(乙Bモ14の51)の合計466.2リットルのガソリン代を支払った。

そして, 向井議員は, 平成17年4月19日に59.6リットル(乙Bモ13の2)のガソリン代を支払った。

ところで, 上記ガソリン代の金額を直接認める証拠はないが, ガソリン1リットルの単価は, 少なくとも100円と認めるのが相当であるから, 向井議員は, 平成15年度(同年4月を除く。)に5万8030円(=100円×580.3リットル), 平成16年度に4万6620円(=100円×466.2リットル), 平成17年度に5960円

(=100円×59.6リットル)を支払ったと認められる。

- c. そして、上記(ア)の按分割合(5分の1)のとおり、向井議員が、上記a及びbのガソリン代につき、平成15年度(同年4月を除く。)に4万8176円(≒[18万28490円+5万8030円]×1/5);平成16年度に7万0440円(≒[30万5579円+46620円]×1/5),平成17年度に7万8095円(≒[38万4517円×5960円]×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、ガソリン代の一部の領収証の宛名が「向井米穀店」と記載されているから(乙Bモ13の2・7・8・13・16・17・33・34・40,14の1・2・8・9・12・16・18・25・26・28・31ないし33・41・44・46ないし51,15の1・3・4・8ないし10・12・13・16・21・26・27・29・36・39),当該ガソリン代は「向井米穀店」の活動に使用されたと主張する。しかし、上記ガソリン代も、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、ガソリン代は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし、本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく、計上した使途が誤りであるからといって、政務調査費の支出が違法であるとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

さらに、原告らは、ガソリン代はどのような調査研究のために使用されたか明確ではないから、調査研究以外の活動に使用されたと主張する。しかし、上記a及びbのガソリン代は、自動車の汎用性の高さ

を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当といえるから、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費、コピー機及びノートパソコン代並びに切手代については、上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから(乙Eモ1)、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び向井議員が営んでいたと認められる「向井米穀店」(上記イ(ア))の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、向井議員は、自宅の固定電話及びファックスの大半を調査研究に利用したと陳述する(乙Eモ1)が、その裏付けはないから、信用できない。

また、被告は、向井議員が、平成16年度に車両整備費14万2850円を支払ったと主張するが、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

向井議員は、平成16年4月30日に看板照明用器具1式(投光器)

及びその取付工事の代金12万7050円(乙Cモ16・17), 同年5月10日に印章代7000円(乙Cモ18, Eモ1), 同年6月21日にテーブルコップ他代3万1000円(乙Cモ19), 同年7月14日にラベル用紙代1万8000円, インクジェット用紙代4万0600円, 額縁代1万2740円, クリアブック代8140円, OAペーパー代1万9050円, プリンターのインクカートリッジ代4万2920円, リングファイル代1407円及びそれらの消費税7143円(乙Cモ20・21), 同年9月2日に文房具等代1万0102円(乙Cモ22, Eモ1)の合計32万5152円を支払った。

また, 向井議員は, 平成17年5月30日にコピー用紙他代1万2000円(乙Cモ2), 同年9月30日にプリンターのインクカートリッジ代, トナーカートリッジ代及びインクジェット用紙代合計7万9341円(乙Cモ3・4), 同年11月30日に文房具等代2万8549円(乙Cモ8, Eモ1), 平成18年1月に筆ペン代6000円, 「ワッポン」代1800円, マジックペン代2800円, サインペン代1000円, ボールペン代1500円, 封筒代2600円, クリアフォルダー代2200円, ポスターカラー代1170円及び消費税953円の合計から23円値引きをした2万円(乙Cモ9・10)の合計13万9890円を支払った。

なお, 平成16年4月30日の看板照明用器具1式(投光器)及びその取付工事の代金12万7050円(乙Cモ16・17)は, 被告が, 政務調査用事務所の看板に設置したものである主張しているところ, その主張は具体的であるから, そのとおり認められる。

また, 平成18年1月の「ワッポン」代1800円(乙Cモ9・10)は, 支払先が事務機器等を扱う「つつみ文具店」であり, 同時に購入したものが文具又は事務用品であることからすれば, 文具又は事務用品で

あると認められる。

しかし、上記支払のうち、平成16年7月14日の額縁代1万2740円(乙Cモ20・21)は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから、上記額縁代及びその消費税の合計1万3377円に政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、向井議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に15万5888円(≒[32万5152円-1万3377円]×1/2)、平成17年度に6万9945円(=13万9890円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、平成17年9月30日の合計7万9341円が2台のプリンターのインク代であり、プリンターを2台使用するの是不当であると主張するが、上記は、プリンターのインクカートリッジ代、トナーカートリッジ代及びインクジェット用紙代であるから(乙Cモ3, 4)、採用できない。

また、原告らは、まとめて購入した多額のインクジェット用紙、OAペーパー、インクカートリッジ及びラベル紙(乙Cモ20, 21)が調査研究のためのものではないと主張する。しかし、これらの購入費は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) コピー機代及びノートパソコン代について

向井議員は、平成17年10月8日にコピー機代35万円(乙Cモ5, 弁論の全趣旨)、同年11月16日にノートパソコン代13万0300円(乙Cモ7)の合計48万0300円を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、向井議員が、上記

コピー機代等につき、平成17年度に24万0150円(=48万0300円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、コピー機代及びノートパソコン代が政務調査費の支出が許されない高額な備品(乙A3)であると主張するが、その代金として合計48万0300円は社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 切手代について

向井議員は、平成17年3月23日に切手代1万7350円(乙Cモ11)を支払い、同年5月10日に切手代4万円(乙Cモ1)、同年11月10日に切手代8万9000円(乙Cモ6)の合計12万9000円を支払った。

しかし、上記支払のうち、平成17年3月23日の切手代1万7350円(乙Cモ11)については、向井議員が平成16年度の政務調査費を支出していなかったから(乙Eモ1)、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、向井議員が、上記切手代につき、平成17年度に6万4500円(=12万9000円×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、まとめて購入した多額の切手代が調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし、上記切手代は、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話等使用料について

向井議員は、①政務調査用事務所の固定電話(0736-33-0240)、②政務調査用事務所のファックス(0736-39-1819)、

③向井議員の自宅の固定電話（０７３６－３２－０６００）及び④向井議員の自宅のファックス（０７３６－３２－０９８８）の使用料として、平成１６年４月分の①３１９６円、②９４６１円、③４１５７円及び④５４１４円、同年５月分の①３１９９円、②６３１９円、③３３１５円及び④５２５０円、同年６月分の①３２５５円、②７９１７円、③３３３７円及び④５２６０円、同年７月分の①３３０５円、②１万２５５３円、③３５５８円及び④５２５０円、同年８月分の①３２８７円、②８８９７円、③４７８８円及び④５２８５円、同年９月分の①３２１２円、②６４４７円及び④５２６７円、同年１０月分の①３２０９円、②８２２９円、③７８９５円及び④５２５７円、同年１１月分の①３２２２円、②６５１４円、③４１７５円及び④５２７８円、同年１２月分の①３２１２円、②６１６８円、③３３７３円及び④５２５８円、平成１７年１月分の①３１００円、②５４１０円、④５１７６円、同年２月分の①２９１７円、②７７５４円、④４９９５円、同年３月分の①２９０８円、②７５５２円、④５００８円の合計２２万８５３９円を支払い、同年４月分の①２８８５円、②７９８１円及び④５００５円、同年５月分の①２８７７円、②１万１９９７円及び④４８５８円、同年６月分の①２９７９円、②７７０２円及び④４８４０円、同年７月分の①３０１０円、②１万４６７４円及び④４８４８円、同年８月分の①２８７７円、②５６１９円及び④５６９１円、同年９月分の①２８８７円、②７７８６円及び④４８４０円、同年１０月分の①２９４７円、②６４３６円及び④４８４０円、同年１１月分の①２８８５円、②６１４２円及び④４８４０円、同年１２月分の①２８８５円、②７４６６円及び④４８４０円、平成１８年１月分の①２９１２円、②７１３４円及び④３２０６円、同年２月分の①２９３５円、②５６０５円及び④１６８０円、同年３月分の①２８９４円、②５７１７円及び④１６８０円の合計１８万０４００

円を支払った（乙Cモ12の1ないし12, 13の1ないし12, 14の1ないし12, 23の1ないし12, 24の1ないし12, 25の1ないし8, 26の1ないし12, Eモ1）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、向井議員が、上記固定電話等使用料につき、平成16年度に11万4270円（ $\div 2.2$ 万8539円 $\times 1/2$ ）、平成17年度に9万0200円（ $= 1.8$ 万0400円 $\times 1/2$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

向井議員は、携帯電話（090-7101-0096）の使用料として、平成16年4月分の1万3576円、同年5月分の1万1190円、同年6月分の1万1280円、同年7月分の1万2419円、同年8月分の1万7789円、同年9月分の1万3042円、同年10月分の1万3677円、同年11月分の1万2711円、同年12月分の1万1638円、平成17年1月分の1万1940円、同年2月分の1万0270円、同年3月分の9638円の合計14万9170円を支払った。同年4月分の1万5372円、同年5月分の1万5330円、同年6月分の1万0580円、同年7月分の1万1596円、同年8月分の1万3889円、同年9月分の1万5503円、同年10月分の1万0135円、同年11月分の1万3542円、同年12月分の9596円、平成18年1月分の1万3096円、同年2月分の1万5921円、同年3月分の1万4650円の合計15万9210円を支払った（乙Cモ15の1ないし12, 27の1ないし10）。

しかし、上記支払のうち、平成18年3月分の1万4650円（乙Cモ5の12）については、被告が主張する平成17年度の携帯電話使用料の合計額及び同年度の事務費の合計額に照らし、同年度の政務調査費

の支出対象でなかったから、同年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、向井議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万9834円（＝14万9170円×1／5）、平成17年度に2万8912円（＝[15万9210円－1万4650円]×1／5）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

- a 向井議員は、平成15年4月から平成18年3月までの間、業務内容を事務及び調査とし、休日及び賃金額を定めず、東和秀を必要に応じて随時雇用し、同人に対し、賃金として、平成15年4月20日に10万円、同年5月30日に10万円、同年6月30日に12万円、同年7月30日に12万円、同年8月30日に10万円、同年9月30日に12万円、同年11月30日に10万円、平成16年4月30日に15万円、同年8月30日に15万円、同年9月30日に15万円、同年10月30日に15万円、平成17年4月30日に15万円、同年6月30日に15万円、同年9月30日に10万円、同年10月30日に10万円、同年11月30日に10万円を支払った（乙Dモ1、3、4、7、8、10、14、19ないし21、23、26、28、30、32、36、42）。

しかし、雇用契約書（乙Dモ1）の勤務場所は、政務調査用事務所の場所と異なる「和歌山県橋本市東家4-6-8」であるから、東和秀の賃金に、政務調査費を支出することは許されない。

この点、被告は、向井議員の政務調査用事務所が和歌山県橋本市東家4-6-8にあったなどと主張するが、上記雇用契約書が作成された平成13年4月1日当時、向井議員の政務調査用事務所（和歌山県橋本市東家6-6-19）の賃貸借契約が締結されており（乙Bモ12）、和歌山県橋本市東家4-6-8にも政務調査用事務所が設置されていたとは認められないから、被告の上記主張は採用できない。

b 向井議員は、平成15年5月から平成18年3月までの間、政務調査用事務所において、業務内容を政務調査補助、賃金を時給800円として、前田嘉子を雇用し、同人に対し、賃金として、平成15年5月30日に2万5000円、同年10月30日に15万円の合計17万5000円を支払い、平成16年7月14日に9万0400円を支払い、平成17年6月30日に6万0200円、同年8月30日に9万6000円、同年10月30日に9万1000円、同年12月30日に7万6800円、平成18年2月28日に9万6000円の合計42万円を支払った（乙Bモ12、Dモ2、5、6、9、11、12、24、34）。

また、向井議員は、平成15年4月から平成16年6月までの間、政務調査用事務所において、業務内容を政務調査補助、賃金を月額8万円として、向井議員の子の妻である向井景子を雇用し、同人に対し、賃金として、平成15年4月ないし平成16年3月の各20日及び同年6月30日にそれぞれ8万円を支払った（乙Dモ13、15、22、25、27、29、31、33、35、37ないし41、Eモ1）。

さらに、向井議員は、松本早加を雇用して、平成16年7月14日

に賃金2万6400円を支払い(乙Dモ17)、葛原美穂を雇用して、同日に賃金4万8800円を支払った(乙Dモ18)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、向井議員が、上記人件費につき、平成15年4月に4万円(=8万円×1/2)、平成15年度(同年4月を除く。)に52万7500円(=[17万5000円+8万円×11か月]×1/2)、平成16年度に12万2800円(=[9万0400円+8万円+2万6400円+4万8800円]×1/2)、平成17年度に21万円(=42万円×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、向井議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし、向井議員が被用者を複数雇用し、賃金を支払ったことは、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

オ まとめ

(ア) 向井議員は、事務所費として、平成15年4月に3万3089円、平成15年度(同年4月を除く。)に101万4377円、平成16年度に67万9551円、平成17年度に61万4274円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額合計1万6545円(=1万円+5655円+890円)を超える1万6544円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計36万1153円(=11万円+3万7761円+9790円+12万円+3万5426円+4万8176円)を超える65万3224円、平成16年度に支出許容額合計24万4316円(=12万円+3万4696円+1万0680円+8500円+7万0440円)を超える43万5235円、平成17年度に支出許容額合計24万4252円(=12万円+3万5

477円+1万0680円+7万8095円)を超える37万0022円を支出した部分は違法である。

(イ) 向井議員は、事務費として、平成16年度に84万3345円、平成17年度に72万0976円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計29万9992円(=15万5888円+11万4270円+2万9834円)を超える54万3353円、平成17年度に支出許容額合計49万3707円(=6万9945円+24万0150円+6万4500円+9万0200円+2万8912円)を超える22万7269円を支出した部分は違法である。

(ウ) 向井議員は、人件費として、平成15年4月に18万円、平成15年度(同年4月を除く。)に171万5000円、平成16年度に107万5600円、平成17年度に68万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額4万円を超える14万円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額52万7500円を超える118万7500円、平成16年度に支出許容額12万2800円を超える95万2800円、平成17年度に支出許容額21万円を超える47万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、向井議員に対し、平成15年4月分合計15万6544円(=1万6544円+14万円)、平成15年度(同年4月を除く。)分合計184万0724円(=65万3224円+118万7500円)、平成16年度分合計193万1388円(=43万5235円+54万3353円+95万2800円)、平成17年度分合計106万7291円(37万0022円+22万7269円+47万円)の総合計499万5947円の不当利得の返還を請求するべきである。

(35) 補助参加人森

ア 事務所の設置状況等について

補助参加人森の政務調査用事務所（和歌山市東長町５丁目６９）は、自宅（同市関戸１－２－２７）とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた（甲Ａ３，５の３，丙Ｂヤ１，Ｅヤ１）。

この点，補助参加人森は，後援会の活動はそのほとんどが政務調査用事務所外で行われており，政務調査用事務所内では幹事会や世話人会が年に１０ないし１５回程度行われるだけであったから，後援会の活動が政務調査用事務所における活動の３割に及ぶことはなかったと陳述する（丙Ｅヤ１）。しかし，その裏付けはないから，補助参加人森の上記陳述は信用できない。

イ 事務所費について

（ア）事務所費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の賃料等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

（イ）事務所賃料について

補助参加人森は，平成１６年４月から平成１８年３月までの間，ワシン建設株式会社から，和歌山市東長町５丁目６９所在の建物を賃料月額１０万円で政務調査用事務所として賃借し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃料月額１０万円を支払った（丙Ｂヤ１，Ｅヤ１，弁論の全趣旨）。

なお，賃貸借契約書（丙Ｂヤ１）の第２条では，建物の使用目的が住居に制限されているが，第１条では，物件の種別が「事務所」と手書きで記載されているから，第２条は，上記建物が政務調査用事務所であることを妨げるものとはいえない。

そして，補助参加人森は，後援会の「事務所費」としても，平成１６

年度に70万1348円、平成17年度に36万円を支出した(甲ヤ6, 7, 丙Bヤ6)。

したがって、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、補助参加人森が、政務調査用事務所の賃料につき、平成16年度に49万8652円(=10万円×12か月×1/2+[10万円×12か月×1/2-70万1348円])、平成17年度に60万円(=10万円×12か月×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、後援会が平成17年及び平成18年の収支報告書(甲ヤ7, 8)に当初計上していた事務所費132万円が、政務調査用事務所及び駐車場の賃料1年分の合計額と一致するから(丙Bヤ1ないし5)、後援会が支払っていた経費に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。しかし、補助参加人森は、平成16年度にも政務調査用事務所を賃借して賃料を支払っていたところ、上記のとおり、後援会が収支報告書に計上している事務所費は70万1348円であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、提出された賃貸借契約書(丙Bヤ1)の期間が平成17年1月1日から平成18年12月31日までであるから、平成17年1月1日以前に政務調査用事務所は設置されていなかったと主張する。しかし、補助参加人森は、賃貸借契約を2年ごとに更新する際、従前の賃貸借契約書を破棄していたと陳述するところ(丙Eヤ1)、その陳述は不自然ではないから、信用できる。また、補助参加人森は、遅くとも平成16年4月から政務調査用事務所の近くに駐車場を賃借していたから(丙Bヤ2ないし4)、これと同時期に上記政務調査用事務所も賃借していたと認められる。したがって、原告らの上記主張は採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、補助参加人森が後援会の「備品・消耗品費」としても、平成16年度に15万5980円、平成17年度に9万0180円を支出した(甲ヤ6, 7)。

したがって、後述する事務用品・備品購入費に、上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、政務調査用事務所の固定電話使用料及びホームページ関係費用については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから(丙Eヤ1)、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、補助参加人森は、政務調査用事務所の固定電話を調査研究以外に3割しか使用しなかったこと、携帯電話を調査研究以外に使用しなかったことを陳述(丙Eヤ1)するが、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

補助参加人森は、平成16年4月27日に「文房創庫オーヤマ」に対して4129円（丙Cヤ30）、同年7月5日に「徳美堂印舗」に対して1万6700円（丙Cヤ31）、同年11月19日に「文房創庫オーヤマ」に対して梱包用品1416円、事務用品1249円及び収録用品472円（丙Cヤ32）の合計2万3966円を支払った。

また、補助参加人森は、平成17年5月10日に「徳美堂印舗」に対して2万9500円（丙Cヤ33）、同年11月30日に「株式会社和歌山印刷所」に対して8万7000円（丙Cヤ34）、平成18年1月29日に「徳美堂印舗」に対して2万2900円（丙Cヤ35）の合計13万9400円を支払った。

なお、「文房創庫オーヤマ」に対する平成16年4月27日の4129円（丙Cヤ30）、同年11月19日の梱包用品1416円、事務用品1249円及び収録用品472円（丙Cヤ32）は、支払先及び支払額等からすれば、事務用品又は文具の代金であると認められる。

また、「徳美堂印舗」に対する平成17年5月10日の2万9500円（丙Cヤ33）、平成18年1月29日の2万2900円（丙Cヤ35）は、支払先及び支払額からすれば、印鑑関係費用であると認められる。

さらに、平成17年11月30日の「株式会社和歌山印刷所」に対する8万7000円（丙Cヤ34）は、補助参加人森が、事務所の封筒及び野紙の印刷費であると陳述するところ（丙Eヤ1）、支払先からすれば、そのとおり認められる。

しかし、上記支払のうち、平成16年7月5日の「徳美堂印舗」に対する1万6700円（丙Cヤ31）は、後援会の平成16年度収支報告書（甲ヤ6）によれば、同年度の政治活動費のうち、宣伝事業費（印刷費）中の文書印刷費として支出されたと認められるから、政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（平成16年度につき15万5980円を加えて2分の1、平成17年度につき9万0180円を加えて2分の1）、補助参加人森が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に8万1623円（＝〔2万3966円－1万6700円＋15万5980円〕×1／2）、平成17年度に11万4790円（＝〔13万9400円＋9万0180円〕×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) ホームページ関係費用について

補助参加人森は、上新保行に対し、平成17年4月30日に「ホームページ用版下原稿料」6万6500円、同年12月10日に「ホームページ用更新原稿料」3万8000円の合計10万4500円を支払った（丙Cヤ28、29）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、補助参加人森が、上記ホームページ関係費用につき、平成17年度に5万2250円（＝10万4500円×1／2）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお、原告らは、ホームページが、内容の如何を問わず、ほとんど政治活動のためのものであるなどと主張するが、上記ホームページ関係費用は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

(エ) 固定電話使用料について

補助参加人森は、政務調査用事務所の固定電話使用料（①073-427-2522、②073-427-2527）として、平成16年4月分の①1万1059円及び②3385円、同年5月分の①1万8406円及び②3350円、同年6月分の①1万5337円及び②3181円、同年7月分の①1万4997円及び②3232円、同年8月分の①

1万4201円及び②3353円、同年9月分の①2万3607円及び②3296円、同年10月分の①1万3016円及び②6164円、同年11月分の①1万5708円及び②3211円、同年12月分の①1万1083円及び②3122円、平成17年1月分の①8252円及び②3235円、同年2月分の①1万8485円及び②2650円、同年3月分の①9347円及び②2744円の合計21万4421円を支払い、同年4月分の①1万8633円及び②2887円、同年5月分の①1万1319円及び②2865円、同年6月分の①1万1792円及び②2733円、同年7月分の①7657円及び②2687円、同年8月分の①7281円及び②2661円、同年9月分の①7281円及び②2661円、同年10月分の①7875円及び②5294円、同年11月分の①7792円及び②3785円、同年12月分の①9757円及び②2609円、平成18年1月分の①1万3376円及び②2618円、同年2月分の①1万2029円及び②3791円、同年3月分の①9518円及び②2644円の合計16万1545円を支払った（丙Cヤ17ないし27）。

また、補助参加人森は、自宅の固定電話（073-445-7785）使用料として、平成16年4月分の4725円、同年5月分の4516円、同年6月分の4338円、同年7月分の4123円、同年8月分の4141円、同年9月分の4210円、同年10月分の5333円、同年11月分の7204円、同年12月分の5023円、平成17年1月分の4668円、同年2月分の5989円、同年3月分の5459円の合計5万9729円を支払い、同年4月分の5515円、同年5月分の4454円、同年6月分の4454円、同年7月分の5054円、同年8月分の5546円、同年9月分の6609円、同年10月分の4983円、同年11月分の4565円、同年12月分の5245円、平成1

8年1月分の6734円、同年2月分の5494円、同年3月分の5950円の合計6万4603円を支払った（丙Cヤ4ないし16）。

そして、上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり、補助参加人森が、上記固定電話使用料につき、平成16年度に13万7075円（＝〔21万4421円＋5万9729円〕×1／2）、平成17年度に11万3074円（＝〔16万1545円＋6万4603円〕×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、原告らは、2回線分の固定電話使用料が、調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱しているし、後援会のものである（甲ヤ6ないし8）と主張する。しかし、上記2回線分の固定電話使用料も、事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で、調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから、原告らの上記主張は採用できない。

また、原告らは、補助参加人森の政務調査用事務所が、自宅とは別の場所に設置されていたから、自宅の固定電話は、専ら私的に利用されたと主張する。しかし、補助参加人森が使用した自宅の固定電話の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから、原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

補助参加人森は、携帯電話（090-3276-5891）使用料として、平成16年4月分の1万1348円、同年5月分の1万4429円、同年6月分の1万3969円、同年7月分の1万3253円、同年8月分の1万3557円、同年9月分の1万0508円、同年10月分の1万0970円、同年11月分の1万3029円、同年12月分の1万0761円、平成17年1月分の1万1667円、同年2月分の1万8861円、同年3月分の1万1803円の合計15万4155円を支

払い、同年4月分の1万2245円、同年5月分の1万2204円、同年6月分の1万3594円、同年7月分の1万4024円、同年8月分の1万5130円、同年9月分の1万6614円、同年10月分の1万4357円、同年11月分の1万0806円、同年12月分の1万3996円、平成18年1月分の1万4535円、同年2月分の1万0376円、同年3月分の9317円の合計15万7198円を支払った（丙Cヤ1ないし3）。

そして、上記(ア)の按分割合（3分の1）のとおり、補助参加人森が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に5万1385円（＝15万4155円×1／3）、平成17年度に5万2399円（＝15万7198円×1／3）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、補助参加人森は、被用者が、調査研究以外に従事したことはなかったと主張するが、その裏付けはないから、信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

補助参加人森は、平成16年1月から平成18年3月までの間、政務調査用事務所において、業務内容を一般事務とし、賃金額を定めず、補助参加人森の妻である森裕美子を雇用し、同人に対し、平成16年1月分の賃金として6万1000円、同年2月分の賃金として5万1400円、同年3月分の賃金として6万1000円の合計17万3400円を

支払い、同年4月分の賃金として5万9500円、同年5月分の賃金として6万1000円、同年6月分の賃金として5万9500円、同年7月分の賃金として6万1400円、同年8月分の賃金として6万1400円、同年9月分の賃金として6万1400円、同年10月分の賃金として5万1000円、同年11月分の賃金として6万1400円、同年12月分の賃金として5万4000円、平成17年1月分の賃金として6万1000円、同年2月分の賃金として5万4000円、同年3月分の賃金として5万1000円の合計69万6600円を支払い、同年4月分の賃金として5万1000円、同年5月分の賃金として6万1400円、同年6月分の賃金として4万5000円、同年7月分の賃金として5万4000円、同年8月分の賃金として4万5000円、同年9月分の賃金として4万5000円、同年10月分の賃金として5万1000円、同年11月分の賃金として4万5000円、同年12月分の賃金として5万1000円、平成18年1月分の賃金として5万4000円、同年2月分の賃金として5万1000円、同年3月分の賃金として6万1000円の合計61万4400円を支払った（丙Dヤ1ないし28，Eヤ1，弁論の全趣旨）。

また、補助参加人森は、平成15年4月から同年12月までの間、政務調査用事務所において、業務内容を事務とし、賃金額を定めず、藤原圭子を雇用し、同人に対し、平成15年4月分の賃金として5万1500円を支払い、同年5月分の賃金として6万9000円、同年6月分の賃金として4万5000円、同年7月分の賃金として6万1400円、同年8月分の賃金として5万9500円、同年9月分の賃金として5万1000円、同年10月分の賃金として5万9500円、同年11月分の賃金として6万9000円、同年12月分の賃金として6万9000円の合計48万3400円を支払った（丙Dヤ29ないし38，Eヤ1，

弁論の全趣旨)。

さらに、補助参加人森は、平成15年6月から同年12月までの間及び平成16年4月から同年6月までの間、稲岡義一を雇用し、同人に対し、平成15年6月分の賃金として4万5500円、同年7月分の賃金として4万5500円、同年8月分の賃金として4万3000円、同年9月分の賃金として4万5500円、同年10月分の賃金として4万5500円、同年11月分の賃金として4万5500円、同年12月分の賃金として4万7500円の合計31万8000円を支払い、平成16年4月分の賃金として5万5000円、同年5月分の賃金として6万1000円、同年6月分の賃金として4万5000円の合計16万1000円を支払った(丙Dヤ39, Eヤ1, 弁論の全趣旨)。

そして、上記(ア)の按分割合(2分の1)のとおり、補助参加人森が、上記人件費につき、平成15年4月に2万5750円(5万1500円 $\times$ 1/2)、平成15年度(同年4月を除く。)に48万7400円(=[17万3400円+48万3400円+31万8000円] $\times$ 1/2)、平成16年度に42万8800円(=[69万6600円+16万1000円] $\times$ 1/2)、平成17年度に30万7200円(=61万4400円 $\times$ 1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、補助参加人森は、平成15年5月、山口義一を雇用し、同人に対し、同月分の賃金として2万9700円を支払ったと陳述するが(丙Dヤ50, Eヤ1)、領収証に賃金であることを示す記載はなく、雇用契約書もないから、信用できない。

また、補助参加人森は、平成16年6月1日、稲岡義一に対し、賃金として6400円を支払ったと主張するが(丙Dヤ49)、同年5月分及び6月分の賃金は別途支払われていたから(丙Dヤ47, 48)、採用で

きない。

オ まとめ

(ア) 補助参加人森は、事務所費として、平成16年度に60万378.0円、平成17年度に84万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額49万8652円を超える10万5128円、平成17年度に支出許容額60万円を超える24万円を支出した部分は違法である。

(イ) 補助参加人森は、事務費として、平成16年度に9万1220円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、支出許容額合計27万0083円(=8万1623円+13万7075円+5万1385円)を超える違法支出はない。

ところで、補助参加人森は、平成17年度につき、事務所費として120万円、事務費として10万6000円の政務調査費を支出したと報告していたところ、事務所費を36万円減額し、事務費を38万7836円増額して、それぞれ修正報告(84万円、49万3836円)をしたから(別紙2)、その差額2万7836円(=38万7836円-36万円)に政務調査費を支出することは許されない。したがって、補助参加人森は、事務費として、平成17年度に49万3836円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成17年度に支出許容額合計33万2513円(=11万4790円+5万2250円+1.1万3074円+5万2399円)を超える16万1323円を支出した部分は違法である。

(ウ) 補助参加人森は、人件費として、平成15年4月に5万1500円、平成15年度(同年4月を除く。)に100万4500円、平成16年度に86万4000円、平成17年度に61万4400円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額2万

5750円を超える2万5750円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額48万7400円を超える51万7100円、平成16年度に支出許容額42万8800円を超える43万5200円、平成17年度に支出許容額30万7200円を超える30万7200円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、補助参加人森に対し、平成15年4月分2万5750円、平成15年度（同年4月を除く。）分51万7100円、平成16年度分合計54万0328円（＝10万5128円＋43万5200円）、平成17年度分合計70万8523円（＝24万円＋16万1323円＋30万7200円）の総合計179万1701円の不当利得の返還を請求するべきである。

(36) 山下大輔議員

ア 事務所の設置状況等について

山下大輔議員の政務調査用事務所（和歌山市橋丁2.3サイバーリンクスN-4ビル3階）は、自宅（同市毛見228-45）とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた（甲A3、乙Cユ41の2、Eユ1）。

なお、山下大輔議員の後援会は、自宅に設置されていたと届出されているが（甲A5の3）、山下大輔議員は、政務調査用事務所に併設されていたと陳述するから（乙Eユ1）、そのとおり認められる。

この点、山下大輔議員は、調査研究以外に政務調査用事務所の活動がほとんどなかったと陳述するが（乙Eユ1）、その裏付けはないから、信用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

山下大輔議員の政務調査用事務所の消耗品代及び備品代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ、

山下大輔議員は、後援会の「備品・消耗品費」としても、平成16年に12万6907円、平成17年に50万5715円を支出した(甲ユ4, 乙Cユ42)。

したがって、後述する消耗品代及び備品代に、上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、はがき代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに、携帯電話使用料については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして、「山下大輔の県議会報告」の後納郵便料金(乙Cユ41の1・2)については、「山下大輔の県議会報告」に占める選挙活動及び後援会活動に関する内容の割合からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

この点、山下大輔議員は、後援会が、上記事務所の事務所費及び人件費を支出していたから、事務費の按分は必要がないと陳述するが(乙Eユ1)、不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって、上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではないから、採用できない。

また、山下大輔議員は、後援会も上記「山下大輔の県議会報告」の郵送費を「機関紙誌の発行事業費」として支出していたから、上記「山下

大輔の県議会報告」の後納郵便料金の按分は必要がないと陳述するが(乙Cユ42, Eユ1), 上記「機関紙誌の発行事業費」の内容は明らかでないから, 採用できない。

他方, 原告らは, 「山下大輔の県議会報告」が後援会によって発行されたことなどから, 後納郵便料金に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし, 上記後納郵便料金は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから, 原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 消耗品代及び備品代について

山下大輔議員は, 平成16年4月29日に事務用品及びLANケーブル等代1万5350円(乙Cユ14), 同月30日に「八千代ムセン電機株式会社」に対して事務用品代1万0660円(乙Cユ15), 同日に「J o s h i n」に対して「通信関連商品」代3440円, 「電話関連アクセ」代710円及びパソコン付属品代1200円(乙Cユ16), 同年5月1日にモール代588円, ケーブルステップル代168円, コーナーコードキャッチ代304円及び配線用小物代493円(乙Cユ17), 同日に「J o s h i n」に対して事務用品代7060円(乙Cユ18), 同日に「J o s h i n」に対して事務用品代6210円(乙Cユ19), 同月2日に「I. L I N Kケーブル」他事務器代1万1592円(乙Cユ20), 同月4日にDVD-RW代5580円(乙Cユ21), 同月6日にプロジェクターコード代9429円(乙Cユ22), 同年6月21日にインク代5810円(乙Cユ23), 同年7月6日にノートパソコンのメモリ代1万5500円(乙Cユ24), 同年8月3日に「J o s h i n」に対して事務用品代3360円(乙Cユ25), 同月8日にプリンターインク代3450円(乙Cユ26), 同年10月26日にビデオテープ代3320円

(乙Cユ27), 同年11月23日にプリンター及び用紙代3万2000円(乙Cユ28), 同月25日にMOカートリッジ代2万8000円(乙Cユ29), 同月29日に文具代1732円(乙Cユ30), 同年12月12日にDVD-R代880円(乙Cユ31), 平成17年2月21日に「ケースデンキ」に対して7937円(乙Cユ33), 同年3月5日にプリンターインク代6720円(乙Cユ34), 同月18日に外付けハードディスク代2万0500円(乙Cユ35), 同月27日にパソコンソフト代1万5100円(乙Cユ36)の合計21万7093円を支払った。

また, 山下大輔議員は, 平成17年5月3日に「J o s h i n」に対して2950円(乙Cユ1), 同月6日に翻訳機代3791円(乙Cユ40), 同月18日に文房具代378円, 113円及び567円(乙Cユ2, 弁論の全趣旨), 同月20日に文房具代470円(乙Cユ3, 弁論の全趣旨), 同月21日に「J o s h i n」に対して事務器代6499円(乙Cユ4), 同年8月19日に「日本ネットサービス株式会社」に対して機器代3223円(乙Cユ5), 同年9月20日に「デル株式会社」に対してノートパソコン代16万5131円(乙Cユ6, Eユ1, 弁論の全趣旨), 同年10月3日に「J o s h i n」に対して「移動体通信関連 RBS HS42」代672円, 「移動体通信関連 ST160R」代798円及び「OAサプライ SZC-T003-BK」代1980円(乙Cユ7), 同月6日に充電池代1254円(乙Cユ8), 同月27日に「J o s h i n」に対して使途不明の1180円及び「OAサプライ 51131」代1530円(乙Cユ9), 同年11月5日にプリンターインク代及び用紙代1万5224円(乙Cユ10), 平成18年1月23日に用紙代736円, プリンターインク代6800円(乙Cユ11)の合計21万3296円を支払った。

なお, 被告は, 平成16年4月30日の「八千代ムセン電機株式会社」

に対する事務用品代1万0660円(乙Cユ15)がスキャナー代、同日の「J o s h i n」に対する「通信関連商品」代3410円、「電話関連アクセ」代710円及びパソコン付属品代1200円(乙Cユ16)が電話配線、電話二股モジュール及び写真印刷紙代、同年5月1日の「J o s h i n」に対する事務用品代7060円及び6210円(乙Cユ18, 19)がインクジェットプリンター用インク代及び外付けハードディスク代、同年8月3日の「J o s h i n」に対する事務用品代3360円(乙Cユ25)がUSBメモリー代、平成17年2月21日の「ケーズデンキ」に対する7937円(乙Cユ33)がインクジェットプリンター用インク代、同年5月3日の「J o s h i n」に対する2950円(乙Cユ1)がパソコンマウス代、同月21日の「J o s h i n」に対する事務器代6499円(乙Cユ4)がキーボード代、同年8月19日の「日本ネットサービス株式会社」に対する機器代3223円(乙Cユ5)がUSBハブ代、同年10月3日の「J o s h i n」に対する「移動体通信関連 R B S H S 4 2」代672円、「移動体通信関連 S T 1 6 0 R」代798円及び「OAサプライ S Z C - T 0 0 3 - B K」代1980円(乙Cユ7)がLANケーブル及びマウスパッド代、同月27日の「J o s h i n」に対する使途不明の1180円及び「OAサプライ 5 1 1 3 1」代1530円(乙Cユ9)がインクジェット用紙代であると主張するところ、支払先、支払額及び品名等からすれば、そのとおり認められる。

しかし、上記支出のうち、平成17年5月6日の翻訳機代3791円(乙Cユ40)については、政務調査費収支報告書(甲ユ1)記載の事務費額、被告主張の事務費額及びその内訳に照らし、山下大輔議員が政務調査費を支出していなかったと認められるから、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして、上記(ア)の按分割合（平成16年度につき12万6907円を加えて2分の1，平成17年度につき50万5715円を加えて2分の1）のとおり，山下大輔議員が，上記消耗品代及び備品代につき，平成16年度に17万2000円（＝〔21万7093円＋12万6907円〕×1／2），平成17年度に35万7610円（＝〔21万3296円－3791円＋50万5715円〕×1／2）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，LANケーブル（乙Cユ14），DVD-RW（乙Cユ21），ノートパソコンのメモリ512Mb（乙Cユ24），ビデオテープ（乙Cユ27）及びMOカートリッジ（乙Cユ29）が，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ウ) はがき代について

山下大輔議員は，平成17年1月7日，はがき代5万2500円を支払った（乙Cユ32）。

そして，上記(ア)の按分割合（2分の1）のとおり，山下大輔議員が，上記はがき代につき，平成16年度に2万6250円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額のはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記はがき代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

山下大輔議員は，携帯電話（090-3051-8856）の使用料

として、平成16年4月分ないし平成17年3月分の合計31万2783円(乙Cユ38,39),平成17年4月分ないし平成18年3月分の合計28万1903円(乙Cユ13)を支払った。

そして、上記(ア)の按分割合(3分の1)のとおり、山下大輔議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に10万4261円(=31万2783円 $\times$ 1/3),平成17年度に9万3968円(=9万3968円 $\times$ 1/3)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点、山下大輔議員は、携帯電話を調査研究用と後援会用及び私用とに使い分けて、調査研究用の携帯電話使用料にのみ政務調査費を支出したと陳述するが(乙Eユ1),その裏付けはないから、信用できない。

(オ) 「山下大輔の県議会報告」の後納郵便料金について

山下大輔議員は、後納郵便料金として、平成16年11月利用分の41万1882円,平成17年8月利用分の37万8827円,同年11月利用分の41万7430円の合計79万6257円を支払った(乙Cユ12)。

そして、上記(ア)の按分割合(4分の3)のとおり、山下大輔議員が、上記後納郵便料金につき、平成16年度に30万8912円(=41万1882円 $\times$ 3/4),平成17年度に59万7193円(=79万6257円 $\times$ 3/4)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

(ア) 山下大輔議員は、事務費として、平成16年度に99万4258円,平成17年度に128万7665円の政務調査費を支出したところ(別紙1),そのうち、平成16年度に支出許容額合計61万1423円(=17万2000円+2万6250円+10万4261円+30万891

2円) を超える38万2835円, 平成17年度に支出許容額合計104万8771円(35万7610円+9万3968円+59万7193円) を超える23万8894円を支出した部分は違法である。

(イ) よって, 被告は, 山下大輔議員に対し, 平成16年度分38万2835円, 平成17年度分23万8894円の合計62万1729円の不当利得の返還を請求するべきである。

(37) 山下直也議員

ア 事務所の設置状況等について

山下直也議員の政務調査用事務所(平成16年4月に和歌山市島崎町1丁目4番地から同市砂山南2丁目1-43に移転)は, 自宅(同市吹上2-2-3サーパス吹上第2 1004号)とは別の場所に設置され, 後援会及び「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」と併設されていた(甲A5の2・3, 乙Bヨ1の1, Eヨ1, 弁論の全趣旨)。

なお, 山下直也議員の後援会は, 自宅に設置されていたと届出されているが(甲A5の3), 山下直也議員は, 政務調査用事務所に併設されていたと陳述するから(乙Eユ1), そのとおり認められる。

また, 同議員の政治団体「直政会」は, 自宅に設置されていた(甲A5の3, 乙Eヨ1)。

この点, 山下直也議員は, 「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」の活動実体はなかったと陳述するが(乙Eヨ1), その裏付けはないから, 信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

山下直也議員の事務所費については, 上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ, 山下直也議員は, 後援会の「事務所費」としても, 平成16年度に253万9355円, 平成1

7年度に251万8355円、「光熱水費」としても、平成16年度に20万6986円、平成17年度に35万6058円を支出した（甲ヨ3の1・2）。

したがって、後述する事務所費に、上記後援会の「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 事務所賃料及び駐車場代について

後援会は、平成16年4月から平成18年3月までの間、山積会から、後援会事務所として、和歌山市砂山南二丁目1番43号所在の建物を賃料月額5万円で賃借し、平成16年4月分ないし平成18年3月分の賃料として月額5万円を支払った（乙Bヨ1の1ないし3，2，弁論の全趣旨）。

そして、上記(ア)の按分割合（平成16年度につき253万9355円を加えて3分の1，平成17年度につき251万8355円を加えて3分の1）のとおり，山下直也議員が，上記事務所賃料につき，平成16年度に104万6452円（ $\equiv [5\text{万円} \times 12\text{か月} + 253\text{万}9355\text{円}] \times 1/3$ ），平成17年度に103万9452円（ $\equiv [5\text{万円} \times 12\text{か月} + 251\text{万}8355\text{円}] \times 1/3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，山下直也議員は，駐車場代として，平成16年度に4万9380円，平成17年度に2万9471円を支払ったと陳述するが（乙Eヨ1），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，賃借人が後援会であるから，上記事務所賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張するが，上記(ア)のとおり，上記建物に後援会事務所と政務調査用事務所が併設されていたから，採用

できない。

(ウ) 光熱水費について

a 電気料金について

山下直也議員は、①政務調査用事務所の電気料金として、平成16年4月分の6351円、同年5月分の4093円、同年6月分の3802円、同年8月分の5162円、同年9月分の4516円、同年10月分の4092円、同年11月分の2622円、同年12月分の3749円、平成17年1月分の6229円、同年2月分の1万0368円、同年3月分の7464円の合計5万8448円を支払い、同年4月分の6146円、同年5月分の3355円、同年6月分の1944円、同年7月分の3238円、同年8月分の3846円、同年9月分の4360円、同年10月分の4024円、同年11月分の3057円、同年12月分の4236円、平成18年1月分の6551円、同年2月分の8475円、同年3月分の7715円を支払った(乙Bヨ3の1・2・4・6ないし12, 6の1ないし12)。

また、山下直也議員は、②電気料金として、平成16年5月分の1492円、同年6月分の2388円の合計3880円を支払った(乙Bヨ3の3・5)。

なお、上記②の電気料金は、上記アのとおり、平成16年4月に事務所が移転したため、上記①の電気料金の平成16年5月分及び同年6月分と重複が生じたものと認められる。

しかし、上記支払のうち、平成17年度の電気料金については、山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから(乙Eヨ1)、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

b ガス料金について

山下直也議員は、ガス料金として、平成16年8月分の3000円、

平成16年9月分の1440円、同年10月分の1440円、同年11月分の1440円、平成17年1月分の3120円、同年2月分の1600円、同年3月分の1520円の合計1万3560円を支払い、同年4月分の1520円、同年5月分の1480円、同年6月分の1440円、同年7月分の1440円、同年8月分の1440円、同年9月分の1440円、同年10月分の1440円、同年11月分の1680円、同年12月分の1720円、平成18年1月分の1800円、同年2月分の1800円、同年3月分の1720円を支払った(乙Bヨ5の1ないし5、8の1ないし12)。

しかし、上記支払のうち、平成17年度のガス料金については、山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから(乙Eヨ1)、平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方、原告らは、ガス料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが、上記平成16年度のガス料金は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費として社会通念上相当であるから、採用できない。

c 水道料金について

山下直也議員は、①水道料金として、平成16年4月及び同年5月分の2247円、同年6月分及び同年7月分の1554円、同年8月分及び同年9月分の1680円、同年10月分及び同年11月分の1512円、同年12月分及び平成17年1月分の1554円、同年2月分及び同年3月分の1533円の合計1万0080円を支払い、同年4月分及び同年5月分の1533円、同年6月分及び同年7月分の1533円、同年8月分及び同年9月分の1554円、同年10月分及び同年11月分の1533円、同年12月分及び平成18年1月分の1512円、同年2月分及び同年3月分の1533円を支払った(乙

Bヨ4の2ないし6, 7の1ないし5)。

また, 山下直也議員は, ②上水道及び下水道料金として, 平成16年4月分及び同年5月分の4872円を支払った(乙Bヨ4の1)。

なお, 上記②の上水道及び下水道料金は, 上記アのとおり, 平成16年4月に事務所が移転したため, 上記①の水道料金の平成16年5月分及び同年6月分と重複が生じたものと認められる。

しかし, 上記支払のうち, 平成17年度の水道料金については, 山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから(乙Eヨ1), 平成17年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方, 原告らは, 水道料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが, 平成16年度の水道料金は, 議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費として社会通念上相当であるから, 採用できない。

d 按分等について

上記(ア)の按分割合(平成16年度につき20万6986円を加えて3分の1)のとおり, 山下直也議員が, 上記電気料金, ガス料金及び水道料金につき, 平成16年度に9万9275円(≒[5万8448円+3880円+1万3560円+1万0080円+4872円+20万6986円]×1/3)を超えて政務調査費を支出した部分は違法であり, 平成17年度に政務調査費を支出したことは違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

山下直也議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費, 文具代, 切手代等, 固定電話使用料及びファックス使用料については, 上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ, 山下直也議員は, 後援会の「備品・消耗品費」としても, 平成16年度に11

1万8497円、平成17年度に100万5658円を支出した（甲ヨ3の1・2）。

したがって、後述する事務用品・備品購入費、文具代、切手代等、固定電話使用料及びファックス使用料に、上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また、携帯電話使用料、携帯電話機代及びインスタントカメラ代については、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」、「直政会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費、文具代、切手代等、固定電話使用料及びファックス使用料について

a 事務用品・備品購入費について

(a) 山下直也議員は、平成16年4月17日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して「ソノタ」代913円（乙Cヨ6の1）、同日に「ドラッグ エバグリーン」に対して8297円（乙Cヨ6の2）、同月21日にトイレ用消臭剤代288円（乙Cヨ6の3）、同日に「オークワ」に対して雑貨代315円（乙Cヨ6の4）、同月22日に「ホワイトボード」代198円及び替え芯代50円（乙Cヨ6の5）、同日に雑貨代210円（乙Cヨ6の6）、同日にスペアキー代734円（乙Cヨ6の7）、同年5月6日にホース代4032円及び除草剤代627円（乙Cヨ6の8、弁論の全趣旨）、同月16日に「スーパーエバグリーン」に対して1万1169円（乙Cヨ6の11）、同月24日に「アガチス」代1406円（乙Cヨ6の13）、同月27日にトイレ用消臭剤代238円及びアリ用殺虫剤代368円（乙Cヨ6

の14), 同年6月4日に軍手代312円(乙Cヨ6の16), 同月7日に「ドラッグ エバグリーン」に対して8837円(乙Cヨ6の17), 同年7月7日に除草剤代680円(乙Cヨ6の20, 弁論の全趣旨), 同月23日に「エバグリーン」に対して5943円(乙Cヨ6の21), 同年8月6日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して紙製品代850円(乙Cヨ6の23), 同日に「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して紙製品代1086円(乙Cヨ6の24), 同月16日に「エバグリーン」に対して5453円(乙Cヨ6の25), 同月20日に同月分及び同年9月分のNHK放送受信料2790円(乙Cヨ6の26), 同年11月8日に同年10月分及び同年11月分のNHK放送受信料2790円(乙Cヨ6の30), 同年11月11日に「スーパーエバグリーン」に対して2916円(乙Cヨ6の31), 同年12月1日に「ジップ・ドラッグ東洋」に対して9946円(乙Cヨ6の33), 同日に「スーパーエバグリーン」に対して7110円(乙Cヨ6の34), 同月9日に「コーナン商事株式会社」に対して3980円(乙Cヨ6の36), 同月13日にセロテープ代98円, のり代587円及び修正テープ代228円(乙Cヨ6の37), 同月14日に「100円ショップシルク」に対して420円(乙Cヨ6の39), 同月15日に「トウキョウオリキンギン7ホントンザクイリ」代274円及び「オオサカオリアカシロ7ホントンザクイリ」代210円(乙Cヨ6の40), 同月16日に「100円ショップシルク」に対して105円(乙Cヨ6の41), 平成17年1月ころにパソコン関連備品代810円及びインクリボン代2320円(乙Cヨ6の43, 弁論の全趣旨), 平成17年1月12日にシュレッター代2万2000円(乙Cヨ6の44), 同月13日に領収書用紙代654円(乙Cヨ6の45), 同月14日に「エバグ

リン」に対して1万2279円(乙Cヨ6の46), 同月26日に
インクカートリッジ代1260円(乙Cヨ6の47), 同年2月18
日にポケットラジオ代2079円(乙Cヨ6の50), 同年3月9日
に「コーナン商事株式会社」に対して4366円(乙Cヨ6の51),
同月14日に「スーパーエバグリーン」に対して2977円(乙C
ヨ6の52), 同月30日に色紙代776円(乙Cヨ6の55)の合
計13万2981円を支払った。

また、山下直也議員は、平成17年4月8日に「スーパーエバグ
リーン」に対して5427円(乙Cヨ1の1), 同月9日にローソン
に対して1万円(乙Cヨ1の3), 同月26日に「オークワ」に対し
て雑貨代210円(乙Cヨ1の5), 同年5月10日に「文房創庫オ
ーヤマ 株式会社大山」に対して210円(乙Cヨ1の7), 同月1
1日に職員録6冊の代金5400円(乙Cヨ1の8・9), 同月12
日に「和歌山リコー株式会社」に対して5712円(乙Cヨ1の1
0), 同月23日に「株式会社リカーショップゴワ」に対して615
3円(乙Cヨ1の11), 同月28日にローソンに対して1万円(乙
Cヨ1の12), 同年6月6日に写真代1669円(乙Cヨ1の13),
同月7日に付箋紙代210円(乙Cヨ1の14), 同月9日に「文房
創庫オーヤマ 株式会社大山」に対して210円(乙Cヨ1の15),
同年7月1日に「初田印刷株式会社」に対して2730円(乙Cヨ
1の16), 同年8月2日にコピー用紙代414円(乙Cヨ1の18),
同月ころに「オークワ」に対して雑貨代1365円(乙Cヨ1の1
9), 同月25日に「オークワ」に対して雑貨代577円(乙Cヨ1
の20), 同年9月5日に「オークワ」に対して雑貨代1050円(乙
Cヨ1の21), 同年10月1日に「オークワ」に対して雑貨代15
75円(乙Cヨ1の22), 同月23日に「株式会社ミドリ電化」に

対して「HP-V070L」代650円、「RP-SS128B」1K」代3100円、「LC-E-10MP」代920円及び「MM-SP61SV」代1000円の合計5670円から2000円を割引いた3670円（乙Cヨ1の24）、同月25日に「オークワ」に対して雑貨代2205円（乙Cヨ1の25）、同月30日にプリンターのインク代4450円（乙Cヨ1の26）、同年11月2日に「エバグリーン」に対して5920円（乙Cヨ1の27）、同月12日に「株式会社リカーショップゴワ」に対して「事務所飲み物代」3843円（乙Cヨ1の28）、同月20日に「ミスタージョン株式会社スーパーホームセンター紀ノ川店」に対して事務用品代及び日用品代4587円（乙Cヨ1の29）、同年12月7日にお茶等代4792円（乙Cヨ1の32）、同月9日に「株式会社コジマ」に対して2368円（乙Cヨ1の33）、同月10日に「株式会社コジマ」に対して1万0988円（乙Cヨ1の34）、同月19日に「初田印刷株式会社」に対して2730円（乙Cヨ1の35）、平成18年2月8日にのり代592円、トイレットペーパー代298円、金封代1344円及びコピー用紙代1780円（乙Cヨ1の36）、同月9日にのり代100円、ペン代285円及び金封代155円（乙Cヨ1の37）の合計10万3019円を支払った。

- (b) なお、「文房創庫オーヤマ 株式会社大山」に対する平成16年4月17日の「ソノタ」代913円（乙Cヨ6の1）、同年8月6日の紙製品代850円及び1086円（乙Cヨ6の23・24）、平成17年5月10日の210円（乙Cヨ1の7）、同年6月9日の210円（乙Cヨ1の15）、「和歌山リコー株式会社」に対する同年5月12日の5712円（乙Cヨ1の10）は、支払先及び支払額からすれば、事務用品又は文具の代金であると認められる。

「初田印刷株式会社」に対する平成17年7月1日の2730円(乙Cヨ1の16), 同年12月19日の2730円(乙Cヨ1の35)は, 支払先からすれば, 印刷関係費用であると認められる。

平成17年10月23日の「株式会社ミドリ電化」に対する「HP-V070L」代650円, 「RP-SS128BJ1K」代3100円, 「LC-E-10MP」代920円及び「MM-SP61SV」代1000円の合計5670円から2000円を割引した3670円(乙Cヨ1の24)は, イヤホン, SDカード, LANケーブル及びパソコン用スピーカーの代金であると認められるから, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

平成16年8月20日の同月分及び同年9月分のNHK放送受信料2790円(乙Cヨ6の26), 同年11月8日の同年10月分及び同年11月分のNHK放送受信料2790円(乙Cヨ6の30)は, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

「株式会社リカーショップゴワ」に対する平成17年5月23日の「事務所用として」6153円(乙Cヨ1の11), 同年11月12日の「事務所飲み物代」3843円(乙Cヨ1の28)は, 同店が酒類だけでなく, それ以外の飲料も取り扱っていることからすれば, 議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

平成17年12月7日のお茶等代4792円(乙Cヨ1の32)については, レシートに手書きで「後援会 事務所用」との記載があるところ, 上記お茶等代は, 事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で, 議員が行う調査研究にかかる事務